

第47回平成24年9月与謝野町議会定例会会議録(第7号)

招集年月日 平成24年9月26日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時08分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

副町長	堀口 卓也	代表監査委員	足立 正人
企画財政課長	浪江 学	教育長	垣中 均
総務課長	奥野 稔	教育委員長	白杉 直久 (午前欠席)
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	商工観光課長	長島 栄作
野田川地域振興課長	浪江 昭人	農林課長	永島 洋視
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育推進課長	小池 信助
税務課長	植田 弘志	教育次長	和田 茂
住民環境課長	朝倉 進	下水道課長	西村 良久
会計室長	飯澤嘉代子	水道課長	吉田 達雄
建設課長	西原 正樹	保健課長	泉谷 貞行
		福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程
日程第 1

一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

本日で一般質問も最終日となりました。一日よろしくお願いたします。

白杉教育委員長より午前中欠席の届け出が入っておりますので、報告申し上げます。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

最初に、1番、野村生八議員の一般質問を許します。

1番、野村議員。

1番(野村生八) おはようございます。

通告に基づきまして、伐採木等利活用調査業務報告書について、町長に質問をいたします。

ことしの夏は暑い暑い、かつてない暑く長い夏だったと思います。それでも電気は足りませんでした。結局というか、やっぱり関電とアメリカのもうけのための再稼働だったと言わざるを得ません。国民の命よりも財界とアメリカの利益のほうが大事だという、こういう政治は根本から変えなければなりません。関西電力に安全が確認されていない大飯原発の即時停止を求めるべきではないか、このことについて、お聞きをいたします。

再生可能エネルギーは地球温暖化対策として必要であったのが、原発事故後は、このように原発を廃止するためにも必要な取り組みになっています。政府や自治体、会社や個人が再生エネルギーで発電をする取り組み、これが求められているというふうに思います。与謝野町では伐採木等利活用調査業務を取り組まれました。先日、全議員にカラーできれいなやつが配付をされましたが、私は大分前に情報公開条例に基づき、これを請求をしていただきまして、その内容を詳しく読ませていただきました。大変すばらしい内容、貴重な内容だなというふうに受けとめました。これを生かした取り組みが求められます。この報告書をどう受けとめ、今後に生かすのか、このことについてもお聞きをいたします。

また、こういう伐採木等による発電の取り組みはどうか、これは調査業務には入っていませんが、これについての考え方をお聞きをいたします。また、森林の荒廃は手をつけられない、営業として成り立たないということで、なかなか大変な課題になっています。こういう中で「木の駅プロジェクト」こういう取り組みが広がっています。この取り組みについては、どのような見解をお持ちでしょうか。そして、再生可能エネルギー、この取り組みの担当課はどこでしょうか。森林の伐採は当然農林課です。しかし、そこに放置された、こういう伐採木を利用する。これは再生可能エネルギーの取り組みになるというふうに思います。また、再生可能エネルギーは、こういう取り組みだけではなくて、幅広い取り組みが可能です。このどこが、どの部門を、どういうふうに所管して、全体として、この取り組みをどういうふうに進めるのか、このシステムについては、行政のシステムについては、どうなっているのか、これらの点についてお聞きをいたしまして、第1回の質問といたします。

議長(赤松孝一) 答弁を求めます。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 皆さん、おはようございます。

それでは、早速ですが、野村議員ご質問の伐採木等利活用調査業務報告書について、お答えをいたします。

1点目の、この報告書をどう受けとめ、今後に生かすのかについてでございますが、本調査につきましても、与謝野町の森林整備と林業振興に資するため、町内の森林の状況、森林施業及び木材資源賦存量などについて、現状と課題を把握し、町内の温浴施設をモデルケースとして、木質バイオマスの熱利用について、事業実現の可能性を探ったものとなっております。本調査結果を受けて感じましたのは、木質バイオマスの利活用事業につきましても、エネルギー利用だけのような局所的視点で考えた場合、その時々諸要因に左右され、一歩踏み出すことを躊躇してしまっていますが、森林整備と林業振興を組み合わせた戦略的な視点に立てば、大変有益、有効なものであるということでございます。

この結果をどのように生かすかにつきましては、調査報告書の第4章で一例を挙げておりますが、事業化するに当たって、いかに有効な仕組みを構築していくかが、重要な鍵になると考えております。

現在、担当課におきまして、事業化への足がかりとすべく、間伐材等の木質バイオマス原料調達運搬システムと、町施設へのバイオマスボイラーの導入について検討しており、このような取り組みを行っておられます自治体への視察に行ったり、同様な考えを持っておられる他市町との連携の可能性について調査、協議を行っているところでございます。

2点目の伐採木等による発電の取り組みについてですが、これにつきましては、ヨーロッパを先進として技術的研究、開発が行われており、いろいろなバイオマス発電が試され、事業化されておりますが、先進国であるドイツにおいても地理的条件、発電方法や規模などによって事業が行き詰まることも少なくないと聞いております。木質バイオマス燃料と化石燃料では、そのエネルギー密度において決定的な差があり、この差を埋めるには、現在の発電技術で一定規模の電力を供給するとして、補助金を投入するか、電力の固定買い取り制度で使用料に転嫁するほかはないのではないかと、そういった認識を持っておりますので、現時点ではバイオマス発電の取り組みについては検討を行っておりませんが、木質バイオマスの熱利用事業が軌道に乗り、発電技術に革新的進歩があった場合に、次の段階として検討することとしても遅くはないのではないかと考えております。

3点目の再生可能エネルギー取り組みの担当課はということですが、再生可能エネルギー全般のことについては住民環境課が所管をしております。

4点目の木の駅プロジェクトへの当町の見解についてでございますが、小規模な山主が、自分の山で間伐のような保育施業を実施される場合、間伐材などを引き取り活用していく川下側の整備がされていないため、せっかく山の手入れをしようとしても、お金になるどころか、赤字になってしまうような状況に、山への興味と施業意欲がなくなり、結果、放置された人工林による里山の荒廃が進み、さらに林業の衰退が進んでいく。全国的に見られる、このような負のスパイラルに当町も陥っていると感じております。

木の駅プロジェクトにつきましては、その取り組みについてホームページを拝見させていただ

きましたが、この川下側の整備の一環として、大変興味深い取り組みであると感じました。

また、京丹後市では、このプロジェクトに取り組むべく、8月に実行委員会を組織され、11月からの1カ月間、実証実験が行われると聞いております。このような草の根的な取り組みは、林業の再興に大変重要であると考えており、地域通貨の導入に関しましても商業の活性化につながることでありと考えておりますので、京丹後市の取り組みの状況を見守りつつ、産業振興会議における産業振興施策の具体化や、今後の木質バイオマス利活用の仕組みづくりにおいて、参考とさせていただきたいと考えております。

最後5点目、大飯原発の即時停止を求めるべきではないかについてでございますが、大飯原発3号機、4号機の稼働は、夏の電力不足に対する緊急避難的な対応であったことや、原発施設の下には活断層が存在する疑いもあることから、安全性が確認されるまでは停止するべきと考えております。しかしながら、その停止時期に関しましては、この春、京都府、滋賀県両知事の連名で内閣総理大臣ほか関係閣僚に対して提出をされました、国民的理解のための原発政策への提言に歩調をあわせて、適切なプロセスにのっとり、原発ゼロ社会を目指すことが重要ではないかと考えております。

以上で、野村議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） はい、ありがとうございます。

まず、山に放置された木というのは、当然、成長段階で取り込んだ二酸化炭素が、切り倒された後、どんどん腐っていく中で放出されていくということになるわけですが、それ以上に発酵過程で二酸化炭素の2倍から7倍の温室効果があるというメタンガスを発生します。ということで、この放置している木材、最近の大雨によって流木による被害が大変ふえているという問題もありますけれども、地球温暖化対策にとっても放置されている木材を搬出して利用していく、こういう取り組みは大変大事な課題だというふうに思っています。この調査の目的についてですが、先ほど副町長、答弁いただいたとおり、放置竹林や森林などの整備に伴って発生する木質系の未利用バイオマス、間伐材や竹、この活用を図るということが書かれています。そういう意味では、この現在、放置されているものはもちろんですが、今後も放置されるであろう、そういう木質系のバイオマスを、どう利用するかということだろうと思いますが、まず、お聞きしたいのは、今後、町では毎年、ここに言われるように間伐や放置竹林、有害鳥獣対策等で切るようなこともありますし、ほかの放置竹林対策整備として切られることもあると思いますが、そういう放置竹林の伐採、これを計画的に行うという考えがあるのかどうか、この点についてお聞きします。また、どのぐらいの量を切り出してこようとされているのか、お聞きいたします。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員のお尋ねですが、山に放置をされております伐採木をはじめとした、さらに倒木などもたくさんございます。こういったものの計画的な除去のご質問だと思います。確かに私も、先日も千年ツバキのほうへ上っていく中で、本当にたくさんの倒木林であるとか、あるいは間伐された後の伐採木、これが非常にたくさんございます。ただ、山の中から、それを里のほうへ搬出することが非常に困難な状況があるということで、今の状況があるかと思えます。そういう中で、町として、それらの放置された木材をどういうふうに計画的に出していくかというこ

とにつきましては、特に計画がないというふうに認識をいたしております。

もう少し詳しいご説明を担当課長のほうからさせていただきます。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。まず、1点目の計画的な森林整備でございますが、間伐につきましては、現在、切り捨て間伐、いわゆる山に放置をしておくという間伐が認められておりますが、制度が変わりまして、造林補助金の適用を受ける場合には間伐材を利用しなければ、放置をしておく、切り捨て間伐は認められないというふうに制度が変わりました。そのことによりまして現在、間伐がどれぐらいのスピードで進んでいくのかということが、見通しが持てないという困難な状況になっておるといことが、まず、1点あります。それともう1点は、今までは森林施業計画といいまして、山を施業していく計画をつくって、それに基づいて整備をした場合、造林補助金が出たわけですが、法律が変わりまして、森林経営計画というものを作成しなければならなくなったということになりました。それが、この秋から具体的に、もう適用されることになるわけなんです、その計画につきましては、100ヘクタール単位での施業計画を、森林整備計画をつくらないと造林補助金がいただけないというような内容になってまして、非常に困難状況になってきております。森林組合の中でも、この辺をどうしていくかということが、まだ、明確な方針化ができていないというのが実情でございます。

そういった中で、計画的な森林整備をどう進めていくかというあたりは、今後、詰めさせていただきます、重要な課題ではあるというふうに思いますが、今後、その辺も含めて検討させていただかん課題かなというふうに思っております。

したがって、そういうような状況ですので、今後、どれぐらいの量で、そういう木質バイオマスの資源の量が出てくるかというあたりについても、現在のところは、もう見きわめがつかないというのが実態でございます。

放置竹林につきましては、現在、放置竹林の整備というのは、ほとんど有害鳥獣対策としての緩衝帯整備の中でやられてきておる事業だということになっております。したがって、その事業に対する国の補助金というのはありません。したがって、京都府の補助金と町独自の単費の事業費の中で対応しておるといのが実態でして、その面積は、もうわずかだというふうに思っております。

ただ、先日の農業新聞等の新聞報道によれば、来年度から緩衝帯整備に対する補助金も国のほうでは検討されて、農林水産省の概算要求の中では入っておるといような報道がされておりますので、若干、今後、計画的に、さらに大きな面積で、今まで以上にできる可能性もあるのかなというふうに期待をしておるといところでございます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） この調査の中には間伐をされた量、あるいは放置竹林を、先ほど言われた有害鳥獣対策等で伐採した量などが詳しく調査がされています。それ今、放置されているものだけでも大変なエネルギーを生む、いわば資源ということが、これを見れば非常によくわかるなというふうに思っています。

再度お聞きしますが、ここに書かれている量というのは、町とか森林組合とか府とか民間でもやられた、全ての内容が含まれているというふうに思ったらいいんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今のご質問につきましては農林課長のほうから答弁させていただきます。

議 長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えいたします。そのとおりでございます。近年は民間で、個人で間伐をされるというようなケースはほとんどありませんので、造林補助金とか公有林の整備の中で行った面積、量、それを21年から23年のデータをもとに、その資料は作成をさせていただいておるといふことでございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 最初に言いましたように、今、山では業として間伐なり森林を育てるということが、ほとんどできない、全国的に、そういう状況になっています。そういう中で、町とか自治体とか公団とか、そういうところで頑張ってもら以外にないということですが、それでは、全ての山の管理、環境を守るという、ここに書かれている山が持っている大きな力を守っていく、発揮するようなことはなかなかできないということだろうと思います。ここに書かれている全体が、もししっかりやるとなったら、ここに書かれている以上に大変な量が、何倍もの量が生まれて、エネルギーの資源が生まれるということになるだろうと思います。それで、国のほうでは先ほど言われたように、この23年から森林林業再生プランということで、新しい計画で大きくさま変わりしてきているというふうに思っています。ここに書かれている内容でいえば、31年後には木材の自給率を50%にすると、社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換をすると、こういうことが書かれています。

これだけ読むと非常に期待をするわけですが、かねてコンクリートから人へという、うたい文句で無駄遣いの大型公共事業を削減するということが、新しい政権になってから取り組まれましたが、今や、早くも、これが崩れ去っていると言わざるを得ません。消費税を導入して、消費税は福祉のために使うと言われていたことも伊藤議員が指摘したように、三党合意によって、これは全くチャラになって大型公共事業に使うということで、自民党は10年で200兆円ですか、公明党も10年で100兆円、この大型公共事業の今、争奪戦が全国で始まっている、こういう状況になっているというふうに思います。そういう意味では、このコンクリートから木への取り組みは非常に大事なことで期待しているんですが、これは崩れ去っていないのでしょうか。この計画のまま31年後に自給率50%で山の自然の保全効果を発揮できるような、そういう取り組みとして、具体的な課題が進んでいるのでしょうか。

先ほども言われましたが、ことしの与謝野町の予算を見ても、予算のときに取り上げたと思いますが、間伐の量が減っている、その原因は、先ほど課長が言われたような内容だったというふうに思います。こういう内容を見ても、とても国が言っているような形で具体的な施策が進んでいないのではないか、現実にマッチしていないのではないか、このように思えるんですが、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 基本的な考え方は変わっていないというふうに思っております。例えば、今回、大変ご心配、ご迷惑をおかけいたしました。加悦中学校の改築事業に当たりまして、今、議員が言われましたようにコンクリートだけではなくて、木材を積極的に使っていこうということ

で、この間、基本設計、あるいは実施設計の話が進んでおりますし、そういった方向で検討がなされておりました。ということで、基本的には、その方向は変わっていないというふうに私は認識をいたしております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） この調査の3ページに今、言った内容が大体、書かれているんだというふうに思っています。こういう形でコンクリートから木へということで、変わっていないということで進められてくるということで、先ほど言いましたように、こういうやり方で与謝野町でコンクリートから木へと言えるほど間伐等々が進めていけるという内容だというふうに考えておられるのかどうか、その点をお聞きします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど来お答えしていますように、間伐を進めるに当たっても、誰がするのか、それから、間伐した後の搬出をどうするのか、非常に困難な問題、課題があります。そういった中では本当に厳しい状況があるというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） そういう厳しい状況だというふうに私も思っています、これは大分前から指摘をしてきたことですが、国が進めてくる、こういうことだけでは、とてもじゃないけども対応できないということで、やはり与謝野町独自の取り組みを考えて、できるところからやっていくという、このことが必要だというふうに思っています。そういう意味で、先ほどの木の駅プロジェクトが取り組まれている内容を、そのままやること、あの内容そのままでは、私はどうかなというふうに思っていますが、そういう問題とか、先ほど言いました森林にかかわって、これだけのエネルギーをどう生かすかということで、二酸化炭素の削減と、それから、発電を視野に入れて原発を停止等々含めて、大変大きな効果のある課題だというふうに、今なっていると思いますので、新しいシステムですね、取り組み、これにぜひ、進めていただきたいと、こういう調査をもとにというふうに思っています。

そういう受けとめがされたのかどうか、この点について再度、お聞きします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員もご承知のように本町につきましては、総面積の76%が森林でございます。そんな中で、先ほど申し上げましたような目的で今回の調査報告をいただいたわけです。内容的には非常に立派な報告でありますし、この報告を無駄にすることなく、今後、こういった格好で本町において林業の再生、森林の涵養ができるのか、しっかりと検討をしていきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） ここに書かれている内容を取り組むことはもちろん、それだけではなくて、これをきっかけとして新しいシステム、さらに前へ進む取り組み、これに向けて、ぜひご努力いただきたいと、このことを指摘をしておきたいと思えます。

それから、5ページにバイオマス活用推進基本法ということで書かれています。この基本法が成立をして市町村でも推進計画を作成するということになっています。このバイオマスの利活用計画、これは単に木質バイオマスだけではないわけで、先ほど言いましたように、この取り組み

については、どこの所管で、どのように進んでいるのか、お聞きをいたします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 再生可能エネルギー全般につきましては、住民環境課が所管をいたしておりますけれども、ご質問の木質バイオマスの関係につきましては、現在のところ農林課が所管をいたしております。

1 番（野村生八） 計画の取り組みは、推進計画をつくるということになっていますけど。

副 町 長（堀口卓也） 推進計画の関係につきましては、バイオマスの、農林課長からお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。副町長が今、答弁をさせていただきましたが、木質バイオマスに関する調査研究等々につきましては、農林課が所管をしておりますが、先ほども答弁がありましたように、全体の計画につきましては住民環境課のほうで所管をしていただくということになります。したがって、バイオマスの利活用の推進基本法に基づく、その計画につきましても、住民環境課のほうを担当をしていただくということになろうかというふうに思っております。

ただ、町内では、現在、既にバイオディーゼル燃料の事業化とか、計画はできてはおりませんが、具体的に木質バイオマス以外のバイオマス活用も積極的にやられておるというふうに思っております。農林課が所管をしております豆っこの事業につきましても、その一環だというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） まだ、つくられていないという答弁はあったんですが、つくるとのことでの取り組みになっているのかどうか、お聞きをいたします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） まだ、突っ込んだ議論をしておりませんので、一定の方向性も、まだ、出し切っておりません。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 項目の内容を見ていると、バイオマス活用推進計画をつくって、市町村でつくって、5,000億円の新産業を創出、そして、2,600万トンの炭素量換算を活用する、こんなふうになっています。こういう内容が全国で取り組まれるならば、大きく社会構造が変わるだろうというふうに、これについても期待をしております。それで当町で取り組むといった場合に、以前、町長が太陽光、あるいは風力、いろんなものがあるけども、大変、それぞれ難しいというふうな答弁をされたというふうに思っています。そういう中で、今回の調査にあります木質系については非常に期待ができるということだったというふうに思います。

そうはいつても、この内容を見ていると、先ほど答弁がありましたように、そう簡単にどんどん進めれるというわけにもいかない。そういう中で単に燃やすだけ、発電はさらに難しいんですが、燃やすだけでも、なかなか難しいんですが、そういう意味では勢旗議員が取り上げられました、この6ページにあります木質バイオマス利用によるクレジット化ですね、カーボンオフセットによるクレジット、こういう取り組みを組み合わせるといのは、私も大変効果が大きいので

ではないかというふうに思っています。

勢旗議員の質問を聞いていますと、町で、このクレジットを発行してはどうかという質問だったというふうに思います。もちろん、そのことも大変大きな効果があるだろうというふうに思います。こういう計画づくりを取り組む中で、ぜひ、そういう問題についても早く取り組んでいくということは必要だというふうに思っています。

それで、私は、それと同時に庁舎内で地球温暖化対策の実行計画がつくられて、いわゆる削減に向けた取り組みがされてきています。22年度でいえば3,846万トンの炭素を排出しているということで9.18%減らしたということになっています。しかし、21年から比べれば大きくふえていると、率でいえば、パーセントでいえば、削減率が減っているという実態になっています。

私は町がクレジットを発行することも、もちろん大事ですが、これだけ減らしている二酸化炭素、これをオフセットする、クレジットを買って、まず、オフセットをする。こういう姿勢がですね、大事ではないかなというふうに思っています。これについては、例えば、これだけの3,800トンの二酸化炭素排出に見合う電力量といえれば約7,000万円ぐらいになるのかなと思うんですが、これだけのクレジットでオフセットしようと思うと、安いところでは4,000万円ぐらいクレジットを買えば、役場全体が炭素を出していないと、こういう取り組みになります。こういう目線も同時に必要ではないか。ただ、ほかの町に料金を払ってクレジットを買うというのは、税金ですから、非常にもったいないと、そういう意味では役場が取り組めない部分については、民間ベースでも取り組んでいただくような支援、情報提供、これらをして民間がクレジットを発行できるようになって、それを役場が買うことによって庁舎内の二酸化炭素のカーボンオフセット、これに取り組んでいく、これが非常に今、求められているのではないかなというふうに思っていますが、この点については、副町長いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 役場の地球温暖化防止計画の関係でご質問をいただきました。カーボンオフセットへの取り組み、確かに議員がおっしゃいますように町内の民間の事業所で、そこへ町の実行できなかった部分をカーボンオフセット、相殺をするということは、確かに有意義なことだろうというふうに思います。ただ、勢旗議員のご質問でもお答えしましたように、そのことに取り組を進めていこうとすれば、やはり住民の皆様にもそうですし、それから、その事業を推進していく体制の問題もありますので、まだまだ、カーボンオフセットへの理解、協力が足りないのではないかというふうに思っておりますので、今後の検討とさせていただきますと思います。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） まだ、なかなか町民の中で知られていないということは、そうなのかもしれませんが、少なくとも、こういう状況の中で、知らせれば理解していただける内容だというふうに思っています。問題は取り組むのかどうか、ここが大事ではないかと、それで、先ほどの木の駅プロジェクトを紹介したわけですが、これは地元の商店とも協力しながら地域通貨なり、商品券、こういうもので町民を含めた多くの皆さんが搬出した、切り出した木を買って、それがまた、町内を循環する、こういう形で町内の経済と森林を守る、こういう取り組みが大きな場所を起点にして、駅ですね、取り組まれている、道の駅があちらこちらにできていますが、ああいうふうに、

そういう木材を搬出する場所を駅としてつくって、取り組んでいくような取り組みになっています。私は、こういうものに、さらにこういうクレジット等を加えていって、大きな全体として動いていくような絵がかかる時代になってきたのではないかと、ちょっと前までは、このクレジットをつくるということが困難でしたからね、何年前前は。今はあちらこちらで、もうできているわけで、そういう時代になってきただろうというふうに思っています。十分取り組みとして始められる状況だろうというふうに思っていますが、再度、お考えをお聞きます。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほど農林課長もお答えしましたけども、本町におきましては、早くから廃食用油の回収を進めたりして、住民の方の認識も非常に高い地域だと思いますので、今後、事業を進めていこうと思えば、住民の方の理解も得られやすいのかなというふうに思っております。ただ、実際に、そういったシステムをつくっていこうと思えば、まだまだ、検討を進めないといけない部分がたくさんありますので、土壌としては、やりやすい状況があると思いますけども、いましばらく検討をさせていただきたいと思えます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 早急に取り組むを始めていただきたいというふうに思っています。その上で所管課がどこかという質問をしているわけですが、この問題が結局は大事ではないかというふうに思っています。先ほど言いました地球温暖化対策の実行計画を進めておられるわけですけれども、これも所管課は住民環境課で、そして、実際に削減に各課は努力されていると思うんですけども、お聞きしていると、各課が努力されている取り組みと、全体として、どういう状況になって、どういうふうに減っているのか、ふえたのか、どういう形で減らさんなのかという、そういう創造的な取り組みですね、こういうことに、あまりなっていないのではないかなと思えるんですね。これは当然、どこかが所管課として持つということはあるんでしょうけども、そういう所管課と、それぞれの課がですね、もう少ししっかりと連携をしていくようなシステムをつくらないと、うまくいかないのではないかと、この22年の中にはリフレは、多分入ってないと思えますので、23年10月からリフレが再開しています。当然、その分もこれにプラスにされるのではないかなというふうに思うんですが、そうすると、これが減らされている量が、さらに縮まっていくと、5%も厳しくなるのではないかなというふうにも思うんですけども、そういう事態を受けて、どこが、そういう問題をしっかりと見ていって、そして、どこが指令を出して、例えば、こういう問題、ほかのところでは、そこが無理なら、ほかのところでは、どう削減して、全体を削減率を達成するか、こういう取り組みとしてですね、現状のシステムでは、なかなかうまくいっていないのではないかなと思えるんですよ。

先ほど言いました今回の、この調査に基づいて、クレジット化も6ページに書いてあります。この調査を生かして、せっかく貴重な、された調査を生かして、新たな取り組み、先ほど言いましたような取り組みをするにしても、どういうシステムでやるかということは非常に大事だというふうに、私は思っています。そういう意味では伊藤議員が言われたように、単に所管課があつて、それぞれの課が努力してもらおうということだけで、うまくいかないのなら、例えばプロジェクトチーム、所管課が中心になったプロジェクトチーム体制でうまくいくのか、もっとほかの方法があるのか、その辺も含めて検討すべき大事な課題だろうというふうに思っていますが、これ

らについて副町長のお考えをお聞きします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 庁舎内の温暖化防止についてであります。今、議員も言われましたように、住民環境課が全体的な所管をしています。もちろん庁舎内のCO₂の削減につきましても住民環境課が担当をしておるんですが、各課に必要な指示を与えて後は各課が自主的に努力をするというような形に、現状はなっているのではないかと、例えば、4月から始めて、例えば途中の状況を見る中で、どこに問題点があるのか、どうすれば計画どおりに達成できるのか、中間での点検をして、一定の指導を加えるであるとか、それから、庁舎外の施設についての指導につきましても、所管課からの報告をもとに住民環境課が指導するとかいう、そういう体制には確かになっていないのではないかと、それぞれの課任せといいますと、語弊がありますけれども、そういった状況になっているのではないかとこの認識をいたしております。

そういった意味では、今後、改める点が多々あるかと思っております。もう少し詳しい現状につきましても、住民環境課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 地球温暖化対策の関係でご質問いただきました。地球温暖化の関係につきましては、各担当課から担当者を選んでいただきまして、年に数回とはいいません。一、二度かなというふうに思っておりますけれども、会議を開かせていただいて、前年の実績ですとかを勘案する中で、また、今後1年間というふうな形で取り組んでいくかなというふうなことを協議いただいております。実際、議員おっしゃいますように創造的な取り組みができていくかという点でございますけれども、多分、去年の、その委員会では公用車の燃費の調査というふうなことも必要だろうなというふうなことの中で燃費の調査を臨時にはありましたけれども、させていただいたりというふうなことをさせていただいたりというふうなことがございますが、実際、いろいろな点で細かな検討というふうな実績に対する評価ですとかいうふうなことが十分できているかという、難しいかなと、そういうふうなことにはなっていないかなというふうな認識もありますので、その点では充実させていく必要があるかなというふうに思っております。

もう1点、この22年の実行計画の進捗状況にはリフレ等が入ってないんじゃないかというふうなことでございます。議員、お手元に22年度の実行計画の進捗状況をお持ちでしたら、その冒頭の計画の概要の（3）数値目標のところの末尾に新增設の施設に係るものを除くというふうなことで書いております。19年当時はリフレがございましたので、その関係では途中、中断してはおりますが、また、復活しましたので、当然ながら、その部分では、今、比較対象にはなってくるかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 住民環境課では、この庁舎内の削減の実行計画をつくり、そして、次には全庁での取り組みの計画づくり、あるいは組織づくりをされて、そういう取り組みを努力いただいているというふうには思っています。これをさらに、先ほど言いましたような立場で進めていく、与謝野町の、そういう取り組みが、この内容だけでも、今、言いましたのは、全部、この内容に書いてある内容ですからね、もう入っていますし、ぜひ、この調査を重く受けとめて、新しい取り組みを進めていただきたいと、そのためには、今までと同じようなシステムでは、やはり難しい

のではないかと、もうちょっとパワーアップするようなシステムが必要ではないかなというふう
に受けとめています。その辺も含めてご検討いただけたらというふうに思っています。

最後に大飯原発の問題について、再度お伺いをいたします。国に対しては京都府、滋賀などが
意見を述べられたという取り組みとともにという話がありました。私は与謝野町独自でも、ぜひ
国に意見を上げていただきたいというふうに思っていますが、それ以上に関西電力ですね、ここ
にも直接、声を届けていただきたいと、このように思っています。大飯原発が、安全がしっかり
対策ができていないということがわかりながら、しかも、この夏の電力需要が賄えるというこ
とがわかりながら、大飯原発を再稼働させたと、しかも大飯原発を稼働させた、その後、すぐ
に高浜原発も動かしたいと、こんなことを言われるような考え、こういうことに対して、やはり与
謝野町30キロ圏ぎりぎりの町、この住民の代表として、そんなことは許されないという、こ
ういう意見を、ぜひ届けていただきたいというふうに思うんですね。

宮津市の市長さんも直接、言ったというふうに、事実かどうか知らないんですけども、お聞き
をしました。とりわけ、この30キロ圏ぎりぎり国や府の予算的な応援がない中でも全町民を
避難させないと、もし原発事故が起こったときに安全は守れないということは、もう何遍も答弁
をされています。そういう計画をつくるということを言われています。しかし、この計画はつく
られても、原発の被害を避けて全町民が避難するなんていうことは、現実には、もうほとんどでき
ないと思うんですね。舞鶴は30キロ圏内なので、もうつくられていると思います。しかし、つ
くられたところで言われているのは、そういうことです。実際にはできないと、これを担保する
のに一番いいのは原発を動かさないことだと、これ以外にはないと、こういうお話も聞いていま
す。そういう意味でも何としても安全が確認されないような原発、先ほど答弁でも言われました。
直ちに停止していただくように、とれる手だてを全てとっていただきたいと、このことを最後に、
再度お聞きをいたします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） この夏は大飯原発3号機、4号機が夏の電力不足に対応するという
ことで、緊急避難であるということで発電がなされました。しかしながら、議員もおっしゃ
いましたように、結果的に電力不足が発生をしなかったという状況から見ますと、本当に必要
であったのかどうかという懸念は持っております。確かに、大飯原発の下には活断層の心配
もありますし、先ほど申し上げましたように、そもそも電力が不足しているのかという問
題もあります。そういったことからいいますと、安全性が確認されるまでは停止をする
べきというふうに考えております。

しかしながら、町独自で国、あるいは関電へ町民の代表として、その声を届けるという
ことにつきましては、京都府や滋賀県両知事が連盟で国のほうへ提出をされました提言
がある中では、それに歩調を合わせて適切なプロセスにのっかって一緒に取り組んでいく
ことが重要ではないかというふうに考えております。

1 番（野村生八） 終わります。

議 長（赤松孝一） これで、野村生八議員の一般質問を終わります。

10時40分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時27分）

（再開 午前10時40分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、10番、山添藤真議員の一般質問を許します。

10番、山添議員。

10番（山添藤真） それでは、第47回平成24年9月定例会における私の一般質問を行います。

私は庁舎統合の前にやるべき三つのことと予算編成過程の公表についての2件について事前通告をしておりますので、事前通告に基づき質問をいたします。

1件目は庁舎統合の前にやるべき三つのことについてです。昨年5月28日、野田川わくばるにおいて、庁舎統合説明会が開催され、進む職員削減、交付税の段階的縮減、利用者が複数の庁舎を訪問するなど、七つの必要性を、その根拠として岩滝庁舎を本庁舎とする分庁舎方式から加悦庁舎を本庁舎とする総合庁舎方式への移行という町長案が示され、今後の予定として住民の合意形成を図るように努力し、しかるべき時期に与謝野町役場の位置を定める条例の改正案を提案し、議会の承認の上は平成24年度に庁舎改修にかかる設計費用の関連予算を計上、25年度に庁舎改修工事に着手するという目標に進んでいくという旨を公表されました。以降、本件については、平成23年度町政懇談会、庁舎問題特別委員会、庁舎統合検討委員会などにおいて、さまざまな角度から活発な議論が展開され、その解決策が模索されてきました。

町長の私的諮問機関とし、町は、その結論を重視しますなどの基本事項を定め、設置された庁舎統合検討委員会では、1月末から現在に至るまで、合計7回の委員会が開催され、普通交付税、財政見直し、職員数の今後の推移、各課の受付業務内容調査、地域振興課の主な業務、各庁舎の組織、職員配置図など、幅広い項目について検討を重ねられてきました。今月5日に開催された第7回の会議録によれば、1、たたき台としての町の案、加悦庁舎を総合庁舎としてほかの庁舎に窓口サービスを置く、第2に分庁舎案で将来、町の中心地に新庁舎を建設する。第3総合庁舎ほか案、どこかの庁舎を総合庁舎とし、ほかの2庁舎にも機能を分散させる。4、当面、分庁舎で将来に統合する。以上の4案が提示され、各委員に対して意見が求められる段階に入っていると伺っております。

与謝野町民の多くの方々がそうであるように、私もまた、本件については熟慮を重ねてきた一人です。先ほどご紹介いたしました四つの案に則して言うならば、私は当面、分庁舎で、将来に統合するに近い立場であり、その上に庁舎統合の前にやるべき三つのことがあるという結論に至っています。一つは大きな地域社会づくりです。この大きな地域社会とは地域の社会的解決を解決し、自分自身の生活や地域の改善を行うために子供、若者、女性なども含めた、より多くの人々が協力し合う地域社会であると言えます。

昨年度に開催された町政懇談会の記録などには、庁舎が統合されることで生じる不安についての言及が多く見られます。例えば消防団、自治消防の体制についての不安、交通手段を持たない生活弱者の方の不安、行政サービスが低下するという不安などです。このように多くの住民の方々が抱く不安を解消していくためには、行政に、その役割を期待するのではなく、多くの人々がみんなで議論をし、解決策を見出し、実行していくことができる仕組みづくりの構築が必要になってくると思います。

ただいま申し上げたような大きな地域社会を実現していくためには、より多くの住民がまちづくりに主体的にかかわる住民自治の景気づくりの場を新しく創設する必要があると考えています。

それが予算提案設置制度を持つ、仮称ではありますが、まちづくり委員会の創設及び地域担当職員の配置です。私が想定する（仮称）まちづくり委員会は、中学校区を単位として地域内でさまざまなテーマに基づき活動する団体や個人が自主的に集い、地域内における課題やまちづくりに関して議論と合意により町に予算を提案するという組織です。この点について、まず、ご見解をお伺いいたします。

二つ目は、小さな役場づくりです。この小さな役場づくりは、行政機能と予算規模が縮小した、よりコンパクトな役場体制であると言えます。合併市町村である当町は、合併後10年間は普通交付税を合併算定がえによる交付税を受けることはできますが、平成28年度からは段階的に合併算定がえによる増加額が減少し、平成33年度には一本算定へ移行することになり交付税の減額分は約12億円になると試算されています。このような状況を考慮するならば、当町のように自主財源に乏しく交付税などの依存財源に頼らざるを得ない地方公共団体がとるべき方策は、一つ、役場機能と予算規模の縮小です。庁舎問題を考える際にも、この行財政改革、役場機能と予算規模の縮小をどう進めていくかによって、私たちが求める庁舎の規模は変わってくると思います。私は小さな役場づくりを実現し、厳しい財政状況の中、財源を必要なところに効率よく配分していくためには、住民ニーズの把握を徹底する必要があると考えています。そのためにパブリックコメント制度を使用した役場機能と予算規模縮小案の立案が有効だと考えています。この点について、ご見解をお伺いいたします。

三つ目は、野田川庁舎の早急な対応です。野田川庁舎は老朽化したり、耐震化もしていないことから、庁舎内に配置されている住民環境課、野田川地域振興課及び税務課については、各庁舎で再配置をし、以前、言われていた2.5庁舎方式へ移行していく必要があると考えています。この点についてもご見解をお伺いいたします。

以上、庁舎統合の前にやるべき三つのこと、それぞれの対応策について提案をさせていただきました。

2件目は、予算編成過程の公表についてです。昨年度から予算編成過程の公開を主張し、質疑を重ねてきました。なぜならば、地方自治体にとって予算編成は最大的意思決定であるだけに、その過程についても透明性と住民参画が担保された制度設計であるべきだと考えるからです。全国の地方公共団体は新年度に向けて、前年度10月から翌年3カ月までの期間、予算編成を行います。その一般的な過程は、1 予算編成方針の通知。2 予算要求書の作成及び提出。3 財政担当課によるヒアリング。4 財政担当課長の査定。5 首長の査定。6 予算案の公表。7 に議会への上程、審議、議決を経る、この流れで予算編成は進行しています。これを見ると予算編成は大きく三つの段階に分けることができます。予算編成方針段階、予算要求書の作成、提出段階、予算査定段階です。私が特に注目してきたのは予算査定の段階の公表についてです。昨年度の一般質問の中で予算編成過程の公開は予算を議会に提案する前に公開することにつながり、議決権を阻害するおそれがあること。各分野の予算は各種団体や事業者、個人などの利害当事者にも少なからずかわりのあることなので、声の大小や個人の特定意見に左右される恐れや、予算の争奪につながる恐れがあることを理由に限りがあると答弁をいただいております。

今回、提案させていただくのは3月定例会の初日に予算編成過程における各課の予算要求と査定結果、及び各課別の主要政策の予算要求と、その査定の状況について、公表していくべきだと

いうものです。危惧されている二つの問題点についても、この提案であれば回避できるのではないかと考えています。

以上が、予算編成過程の公表についての提案内容です。1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 山添議員ご質問、ご提案の一番目、庁舎統合の前にやるべき三つのことの中で、ご提案をいただきましたので、お答えをいたします。

1点目の予算措置提案制度を持つ（仮称）まちづくり委員会の創設、地域担当職員の配置をしてはとのご提案でございますが、現在、総合計画審議会におきまして、後期基本計画を策定中でございます。合併当時に策定しました前期基本計画を見直し、策定するものですが、第6章協働で進めるまちづくりの中で、既存の地域コミュニティを生かしつつ本町の大きな枠組みの中で連携を図り、まちづくりを進めるため地域協議会（仮称）の設立を図る必要がありますと、前期計画では計画しておりました。

この（仮称）地域協議会が、名称は異なりますが、今回、議員が提案をされております、人々が協力し合って地域社会を構築するまちづくり委員会の創設と同じ趣旨のものではないかと考えております。現在の後期基本計画策定の協議では、この地域協議会の設立は不用であるとのご意見から、計画から削除し、自治区、あるいは地区公民館組織の強化や行政との連携により地域コミュニティの推進を図るものとしております。

合併から6年以上が経過し、現状では各自治区が、区長さんを先頭に区役員さん等のきっちりとした体制のもとで頑張っていたいただいており、行政との関係はうまく機能し、住民自治は確立されてきているとの思いから、総合計画策定委員会の委員さんも、あえて、そのような地域協議会を設ける必要はないとのご判断によるものと考えております。町といたしましても、そのような考え方をしておりますので、議員ご提案のまちづくり委員会の創設並びに地域担当職員の配置につきましては、そのような考え方をいたしておりません。各区からのご要望やご意見は、今までどおり区長さんを通じてお聞かせいただき、限られた予算の範囲内ではありますが、それらに少しでもお応えする形で対応していきたいと考えております。

2点目のパブリックコメント制度を使用した役場機能及び予算規模縮小案の立案についてのご提案ですが、ご承知のとおり、現在、庁舎統合検討委員会におきまして、今後の役場機能のあり方など、幅広くご検討をいただいているところでございまして、役場機能の見直し、機構の改革などにつきましては、その答申を尊重しながら検討してまいりたいと考えており、議員ご提案のパブリックコメント制度の使用までは、現在のところ考えておりません。

また、次の3点目の2. 5庁舎方式への早期移行とのご提案にも関連しますので、あわせて申し上げますと、野田川庁舎の本館につきましては、昭和37年に建設され、ちょうど50年を経過することとなります。耐震性を考える以前に、コンクリート構造物自体の耐用年数が到来しておりますので、住民の方々はもちろんのこと、職員の安全性にも考慮し、これは早い時期に閉鎖し、倉庫等としての活用にすべきとの考えを持っておりますが、閉鎖に伴い課の移動等を伴いますので、その対応策につきましては、庁舎統合検討委員会の答申を踏まえて対応していきたいと

考えております。どちらにいたしましても、野田川庁舎本館は閉鎖していく方向になるかと思っておりますので、役場機能の集約につながるという面では、議員ご提案のコンパクトな役場づくりに資することができ、予算規模の縮小にも効果があるものと思っております。なお、移行する場合の予算の試算ということでございますが、対応策によっては大きく変わってまいりますので、そのような試算は方向性を出す時期に合わせて行っていききたいと考えております。

二番目の予算編成過程の公表についてのご質問にお答えいたします。予算編成過程における各課の予算要求と査定結果及び各課別の主要施策の予算要求と査定状況の公表を、公表日は3月定例会初日にとのご提案ですが、平成23年12月定例会の一般質問でも同じようなご質問をいただき、町長の考え方はお答えさせていただいており、今でも変わってはおりません。したがって、同じお答えになりますが、考え方は予算編成過程における査定結果や査定状況の公表を行うことは、むしろ問題があるのではないかと考えております。その理由といたしましては、予算は議会に提案することで初めて明らかにし、そこでさまざまなご議論をいただき議決いただくことが基本であると考えておまして、提案する前に公開してしまうことは、議会の議決権を侵害する恐れがあり、問題があると考えております。

そこで、公表日が3月定例会初日であれば、その問題は解消されるのお考えだと思いますが、一方で、予算の中身は、各種団体や事業者、個人などの利害関係にかかわりが出てくることでもありますので、個人の特定意見に左右されることなく、公平性を保つためには一定の制約も必要ではないかと考えております。したがって、議会に提出をさせていただいた以降においても、議員ご提案の予算編成過程の公表につきましては考えておりませんが、これまでから全くお見せしないといった考え方ではなく、お求めがあった場合には、査定の経過等をお見せすることを拒むものではありませんので、これまで同様に一定の透明性は確保されているものと思っております。また、広報広聴機会の充実や総合計画、実施計画の策定審議、日ごろから住民の皆様の声に耳を傾けることを通じて、一定の住民参画も担保できているものと思っております。

いずれにしましても、財政見通しを立てながら、持続可能なまちづくりを進めるために、見込める収入の範囲内で予算を立てていくことを基本に据えまして財政運営を行ってまいりたいと考えております。

以上で、山添議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 山添議員。

- 10番（山添藤真） 庁舎統合の前にやるべき三つのことの第1点目に、予算措置提案制度を持つ、仮称ではありますが、まちづくり委員会の創設を提案申し上げたわけですが、先ほどの副町長の答弁によれば、前期の総合計画の中でも、その策定については必要性が認められていたにもかかわらず、後期策定段階においては、それが削除されているというような状況をお伺いいたしました。では、前期の期間の中で、この地域協議会の設立については、どのような議論をされてきたのか、もしくは、それと、その段階において予算措置の提案制度の導入について、もしご議論があったのであれば、その内容についてお伺いしておきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） まず、前期の基本計画を策定する段階で、どういった議論があったかということですが、ちょっと私も、そこにつきましては、承知をいたしておりません。また、後期の基本計

画をつくる総合計画策定審議会の中で、この地域協議会の設立は不要であるという結論になったというふうに承知をいたしております。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 少し言い方が悪かったのかもしれませんが、前期の総合計画が策定をされて以降、その地域協議会の設立については、どのような議論があったのかという質問です。策定をする段階の前ではなくて、策定をした後、どのような議論があったかという、その経過についてお伺いをいたします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） ただいまのご質問につきましては、企画財政課長から少し詳しくご説明をさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 私のほうから補足的にお答えをさせていただきたいと思います。前期の基本計画につきましては、当町が合併をして、その直後につくられたということでございます。したがって、合併時の議論を反映する形で、それはつくられたものというふうに思っております。その後、前期の計画では地域振興協議会を設立に向けて検討していこうという趣旨の計画であったわけですが、合併後、1年たち、2年たちする中で合併後の現状というものが、それぞれ住民の皆さんの目に映ってくる。あるいは自治区の、それぞれの活動も合併後、それなりに活動していただいて、現状というものが見えてきたということの中で、今回、後期の基本計画策定期間に差し加かってきたということでございます。この後期の基本計画の策定の中で今後の5年間のまちづくりの中で、その地域振興協議会の必要性についてもご議論をいただきまして、特に、その区長さん方も審議会の委員さんになっていただいておりますので、意見を出していただきました。その結果、現状を踏まえると今後、そういった形の組織だったものについては、必要性がないのではないかという、そういうご意見でございますので、それに沿って現在、進めさせていただいているというところでございます。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 私も、この議会の中で地域協議会の設立ではなくて、自治区に対しての熱い支援を、より行っていくべきだというような主張をさせていただきました。しかし、ここに来て、なぜ私が、このような、より広範な人たちがかわる団体の設立を目指すのかについて、少し発言をさせていただきたいというふうに思うんですが、これまでの自治区というのは、やはりある一定程度の人たち、つまり自治区の人たちの中でも高齢の方々が、その運営にかかわることが多かったというふうに思います。しかし、今、私が提案を申し上げている、このまちづくり委員会については、よりいろんなバックグラウンドを持つとか、いろんな関心事に興味がある方々が、その議論に参画することによって一つの方向性なり対応策を見つけていくことができるというような仕組みの提案です。このより多くの人たちが議論をし、その解決策を目指していくというようなまちづくり委員会については、どのようなご見解を持っていられるか、もう一度ご確認をさせていただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員から現在の自治区の状況を披瀝されました。確かに役員さん、あるいは区長

さんを先頭に一部の方、高齢者が多いというお話がありましたけれども、それぞれ自治区で選出をされ、区の役員さんをお世話になっておられるわけでありまして、さらに区の下には、いわゆる隣組組織があって、組長以下がおられるわけでありまして。そういった意味では老若男女、地域の意見を組長さんを通じて区のほうに反映することもできますし、逆に区のほうから地域の方々にフィードバックすることもできるということで、そういった意味では地域協議会と同じような機能を持っておるのではないかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 私が今回、提案をさせていただく中に予算措置提案制度を持つといったような制度を掲げているわけですが、これはなぜ予算を提案する必要があるのかという点についてですが、やはり予算を受け取り、その予算をどのように使っていくかといったようなことを決めていく、そういった過程により多くの人たちが参画をし、みずから実行していくような組織体になることができるというふうに、私は、この予算提案措置制度を導入したらと、そう思うんですけども、この予算措置提案制度についてのご見解はどのようなものなんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員がおっしゃいます予算措置提案制度、少し議員がおっしゃいますのは広い意味、広義の予算措置提案制度かもしれませんが、先ほど申し上げましたように、従来から、この旧3町、この地域は自治区といいますか、区の組織が充実をされておられて、地域のいろんな要望につきましては、道路の要望に限らず農林であろうが、福祉の関係であろうが、地元の区からいろんなお声を上げていただく、お聞かせいただく、そういった仕組みが一定できておるのではないかと、それから、さらに各団体からもいろんなお声を聞いております。そういった中ではまちづくり委員会に予算措置の権限を持たせて運営をしていただくという必要はあまりないのではないかなという感じがいたしております。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 私は、この提案を庁舎の統合の前にやるべき三つのことの中の一つとして出しております。なぜ今、この庁舎問題を考えるときに、このまちづくり委員会の創設が必要になってくるかという、今後、行政の役割というのは、先ほど申し上げましたように、どんどんと縮小していかざるを得ないと、そういうような状況に入ってくると思います。そうした中で、これまで行政が担ってきた役割を誰かが担わなければいけない。その誰かに担わなければいけない役割を、例えば、このような地域協議会であったり、まちづくり委員会が担うことによって補完をしていく、そういったまちづくりができないかというような中の提案であります。この点につきましては、どのようにお考えになっておりますでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） いろんなお考え、考え方があろうかと思っておりますけども、企画財政課長のほうから少しお答えをさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。まちづくりに対するご提案というのは大変重要なことで、そういったご意見を伺いながら自治区に反映していくということは、非常にいいことだというふうに思っております。議員がお尋ねのまちづくり委員会というもののイメージが、もう少し認識

が、私どもできていないかもしれませんが、私どもの思いといたしましては、まちづくりを議論していただく、提案をしていただく、修正をしていただく、ご意見をいただく場としては総合計画の審議会があるということでございます。ここでは総合計画を定めて、その実施計画も3年間の実施計画として案をお見せして、それに対してご意見をいただいて進めてきておりますので、そういう中で反映ができていくというふうに思いますし、総合計画の審議会の委員に公募で応募していただいて積極的なご意見もいただくことも可能でございますので、一つには、そういう運営方法をとっているということは議員がおっしゃる、その数々の多くの意見を取り入れていくという趣旨からいけば、名称こそ違え、同じ趣旨だろうというふうに思っておりますし、それからまた、任意にあるグループなり、思いを一つにされた方々がまちづくりを語る会のようなものをつくられて、そこのお考えを町に提案していただくということもできるわけですので、そこに町が来て、話を聞かせてくれということなら、出前講座もさせていただけるわけですし、お互いに、そういったことのやりとりはできると思いますので、今の形が、決して議員がおっしゃるような提案ができないような形態になっているとは、私ども思っておりませんので、改めて、そのまちづくり委員会を総合計画と別に、もう一つつくるというような考え方には立てないということでございます。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） この庁舎問題を考える中で多くの人たちが、その庁舎がなくなることによって住民サービスが低下をするのではないかとといったような不安をおっしゃる方々が多くいらっしゃいます。その不安を解消していくためにも行政に、その役割を期待するのではなくて、住民自身が、その役割を担う、そういった仕組みづくりが新しく必要であるとの観点から、この提案をさせていただきました。これまでの総合計画審議会の中での議論であったり、今後の議論、より注視をしていきたいというふうに思っておりますので、この点についての質疑は打ち切りたいというふうに思います。

次に、小さな役場づくりと、行政機能と予算規模が縮小したコンパクトな役場づくりをしていくためにはパブリックコメント制度を使用した、そういったプランニングの立案が有効なのではないかというような提案ですが、この件に関しても現在、庁舎統合検討委員会の中で審議をいただいているというようなご答弁だったというふうに思うんですけども、先ほど、私が申し上げたような趣旨で、つまり行政機能はどのように縮小していくべきなのか、どのような予算を削っていくべきなのかといった議論まで踏み込んで検討委員会は議論がなされるのでしょうか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほど私がお答えしましたように、庁舎統合検討委員会におきまして、今後、役場機能の見直し、あるいは機構改革等、幅広くご議論をいただいております。その検討委員会の様子につきましては、課長のほうからお答えをさせていただきます。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。庁舎の統合検討委員会での議論が、どこまでなされていくかという、そういうお尋ねかというふうに思っております。庁舎統合検討委員会に町長から諮問をさせていただいておりますのは、庁舎のあり方を問うということですので、大きな庁舎のあり方としての方向性をお示しいただくということになります。したがって、その機構改革を行うべ

きだとか、そういうご意見は当然、出てきますけれども、具体的に、じゃあどの課を廃止し、どの課をどこに持っていきということについては、これは各論ですので、ご意見としては出ますけれども、答申として一つにまとめていただくという趣旨のものではありません。大きな考え方、方向性をお示しいただく方向で、今、ご議論をいただいているつもりでございます。

それから、予算の関係で、どういった縮小を図っていくなどのことにつきましては、庁舎の統合検討委員会と少し別の趣旨のものであらうと思っております。それらにつきましては第二次の行政改革大綱を今後、策定を進めていく中で行政改革推進委員会を中心に議論していただくことになるのではないかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 庁舎検討委員会の中では大きな、この行政機構の改革についての方向性は議論をされ、恐らく示されるだろうというような見解の中で、より具体的な議論は、今後、行財政改革委員会などで行っていかれるというような趣旨のご答弁だったというふうに思うんですけれども、私は、この行革の中での行政機能及び予算規模の縮小についての議論というのは、やはり限りがあるだろうというふうに思っています。

なぜならば、より多くの人たちに、この件については尋ねる中で、さまざまな意見を吸収するということ、まず、第一に必要なことだというふうに思うからです。この観点からいけば、私は、やはり行政機構及び予算規模の縮小については、より多くの人たちに意見を聞いていくという観点の中でパブリックコメント制度を導入していくべきだというふうに思いますが、この点について再度、お伺いしたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 行革の推進委員会の中で十分意見交換をしていただいて決まることでありますので、そのように認識をいたしております。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 事務局のほうからも補足をさせていただきます。パブリックコメントにつきましては、例えば今、策定を進めております総合計画の後期基本計画も、今現在、まさにパブリックコメントを求めています。これは一定の案をお示しして、それを見ていただいて、いろいろなご意見をお寄せいただくというスタイルでございます。そうしませんと、何もお示しせず意見を出せ出せと言いましても、これはもう整理ができませんので、そういう形をとっているところは、ぜひご理解いただきたいと思っております。

それから、今後の行革の大綱につきましても、当然、これはそういった方向を委員の皆様にお諮りして、同じように、そのパブコメを求めていくということも十分考えられるというふうに思いますので、そういう機会を通じて多くの方々のご意見はお受けしたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 先ほど第1回目の質問の中で合併算定がえによる交付税の減額というような話をさせていただきました。こういった観点からすれば、やはりどのように行政機構、及び予算規模を縮小していくかとの議論については、待ったなしだというふうに思っています。この議論については、やはり多くの人たちに、その議論のすそを広げていながら最良の案を示していくべき

だというふうに思います。こういった観点に立っておりますので、私は、そのパブリックコメントを使用した、その縮小案の立案がいいのではないかと、いずれでも思っておりますので、この点については引き続きご議論をしていただきたいなというふうに思います。

次に、野田川庁舎の本館についてのことですが、この点については、今後、庁舎統合検討委員会の中でも、その活用について、そして、その活用方法がどうするかによって、その予算についても変わってくるというような議論がなされてくるというようなご答弁をいただきました。私も、そのプロセスを経る中で、この野田川庁舎については、その対応をしていくべきだろうなというふうに思っております。

以上、三つの点について、庁舎統合の前にやるべき三つのことを提案をさせていただきました。私が、先ほど第1回目の質疑の中で申し上げましたように、私は当面、この庁舎問題については、分庁舎方式を維持しながら、そして、一庁舎に、もし仮に全ての機能が縮小されていくというようなことになれば、その段階において総合庁舎方式を模索していくというような方法がいいのではないかと、このように思っています。そのためには、先ほど申し上げましたように、その地域社会づくりであったり、行財政改革であったり、さまざまな点を含めた上で議論がなされるべきだろうなというふうに思っております。

この庁舎統合の前にやるべき三つのことについては、今後も何かの機会につけてご提案申し上げていきたいなというふうに思っておりますので、その都度、ご答弁のほどよろしく願いしたいというふうに思います。

第2点目の予算編成の過程の公表についての質問に移ります。この質問に対する答弁については、昨年、私が12月に一般質問をしたときと同じご答弁をいただいたわけですが、1回目の質問で申し上げましたように、公表日を3月の定例会の初日にするることによって議会の議決権の阻害を、恐らく阻害することなくできるのではないかと、そして、予算が立案された後なので、その過程の中で、ある意味、いろんな人たちが意見を申すことによって予算編成が乱れていくというような事態は避けられるのではないかと、このように思っておりますが、この点について、再度、お伺いしておきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 3月議会の初日であれば、問題がないのではないかと、お話だと思いますけれども、繰り返しになりますけれども、予算というものは、その中身を見ますと、各種団体や事業者、個人などの利害関係にかかわりが出てくることでもありますので、個人の特定意見に左右されることなく公平性を保つためには一定の制約も必要ではないかと、このように思っております。

したがって、予算を議会に提出をさせていただいた以降におきましても、予算編成過程の公表につきましては、考えておりません。しかしながら、従来もそうであったように、そういった公表の要求があった場合には査定の経過等をお見せすることも拒むことではないと、従来どおり一定の経過等をお見せすることはあり得るということでもあります。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 現在でも、その査定については公表を拒むものではないというようなご答弁をいただいたわけですが、この予算査定の状況については、私も企画財政課に行き、その内容について一度だけ見せていただいたことがあるんですけども、現在の、その査定の状況であっ

たり、その査定の理由について、系統立てて書類にしてあるというような状況ではないので、非常にわかりづらいというのが現状だというふうに思うんですけれども、この現状について、どのようにお考えになっているか、ご見解をお伺いしておきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 査定の詳しい、細かい話になりますので、企画財政課長からお答えをさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 補足答弁をさせていただきます。副町長からお答えをさせていただいておりますように、3月定例会の初日に議会のほうにご提出をさせていただいた以降に編成過程を見ていただくということは、それは私どもも、そのように、これまでからしておりますので、見ていただけたらと思っております。

議員おっしゃいますように、それを見たのではなかなかわかりづらいというところは、確かにあるかもしれません。一つ一つ、たくさんの項目についてコメントをつけて整理したものではありませんのでわかりにくいかもわかりませんが、それはお見せしたときの、こちらからのご説明をさせていただくことで補足させていただけたらと思っておりますので、膨大な、その予算編成資料を全てきちんと理由立てたものを、コメントをつけて作成するということについてまではさせていただいていないということですので、ご理解がいただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 現在では、たとえ予算査定の査定簿というんですかね、査定簿を見たとしても、あまり、その査定の状況について、かつ、その理由については把握しづらいというのが、私の現状認識だというふうに思います。

今後、この査定簿及び査定簿に関する記述の書類について、より明確なものをつくっていくというようなことはできるのではないかなというふうに思うんですが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど企画財政課長が答弁させていただきましたように一般会計、特別会計、公営企業会計、非常に各課から要求があつて、それを査定するわけですがけれども、要求書があつて、それを説明する膨大な資料があつてという中で、現状は細かく、これについては、こうこうこうこういう理由でという、そういった記述を残しておくわけではありません。ヒアリングをする中でメモ書き、財政担当者の頭の中には当然、メモをしなくても入っておる知識がありますので、必要な分、最小限のメモだけというような格好になっておまして、それらを、例えば役場の方以外の方にごらんいただいてもわかるような格好で記述を残して系統立ててというのは、限られた、その日程の中では非常に困難があるというふうに思っております。

確かに議員がおっしゃいますように、予算というものは非常に住民の方々にとっても密接にかかわりがあつて、非常に重要なことではあるんですが、議員がおっしゃいますようなことを実現しようと思えば、もう非常に無理があるという感じを持っております。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 先ほど副町長の答弁の中では、その予算査定については、例えば、その査定がど

のように行われたかといったような、その理由については、メモ書き程度ぐらいの記述しか残していないというようなことだというふうに思うんですけども、この点について、私は、やっぱりいかがなものかなというふうに思っています。なぜならば、先ほど申し上げたように、その予算というのは、その編成過程全てに対して、やはり一定の透明性と住民参画を担保していくべきだし、そのような制度設計であるべきだというふうに思うからです。

今、与謝野町の査定状況、それ及び、その査定がされた書類について、やはり非常に、後からでも見づらい状況になっているというのは事実だというふうに思いますので、この改善については鋭意努力をしていただきたいというふうに思うんですが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほども申し上げましたように、非常に限られた期間の中で予算編成を行わなければなりません。それも第一段階、第二段階、第三段階と査定を行うわけですけども、そういう中で議員がお求めのような今のメモ書きのようなことじゃなくて、もう少しきちんとした形をとるべきだというのは、お話としてはよくわかります。わかりますけども、現実的には非常な困難があるというふうに思っております。先ほど財政課長もお答えしましたように、例えば町民の方が自分が関心がある、どうしても知りたい、この項目について、次年度予算にどういう要求があって、どういう査定がなされておるかというようなお話があったときには、確かにメモ書きでしかないんですけども、財政担当者の頭の中には一定の認識があって、思いがあって、足りないところをメモに残しておるということですので、町民の方には、そのときにはメモ書きしかなかったとしても十分なお説明はさせていただけるというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 今の副町長の答弁の中では、たとえメモ書き程度であれ、たとえ事業に関して、どのような査定が行われたのかというようなことを住民の方々がお求めになる場合、きちんとした説明ができるというように受け取ったんですが、そのように受けとめてよろしいのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 全て、そういうことができるかというお話になりますと、その確認を求められますと、例えば経常経費あたりですと、もうメモがない部分もあろうかと思えます。ただ、経常経費の中でも、どうしても削減をしなければならないもの、それから、過去の経過があって、ふやさなければならないものには、当然、メモがあるでしょうし、それ以外、一定、政策的な判断を必要とする部分についてはメモが残してあると思えますので、メモがなくて十分なお説明といえますか、詳しいご説明ができない部分もあるかもしれませんけども、そうじゃない部分につきましては住民の方に一定のご理解をいただけるような説明は可能だろうというふうに思っています。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 今までの話は恐らく財政担当課の査定の話だったというふうに思うんですけども、これが町長査定に切りかわったとき、どのような状況なのか、この状況についてお伺いさせていただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） テレビなんかをごらんになっていますと、国の場合は局長級の話じゃなくて、最

後、大臣の査定と、それから、一番最後が財務大臣との駆け引きになるという、そういうような順を踏んで国の予算も編成をされておられますけれども、町長や私の段階に上がってくる段階では、一定の査定は、もう出された状況で上がってきます。その中で一応、本当に膨大な量を、限られた時間での説明になりますけれども、主立った部分の説明だけじゃなくて、経常経費についても流したような格好になりますけれども、一通り説明は受けます。最後、各課の要望が強い、だけど財政担当課としては、なかなか判断にあぐねるようなもの、それから、どうしても町長の政策的な判断が必要なもの、そういった部分については、一定の時間をかけて議論をします。それ以外の部分については、例えば経常経費であるとか、法的に決まったルールがあるような部分については、査定で減額するとかいうこと、話にはなりませんので、もう決まったルールがありますので、それは流した格好の査定といたしますか、説明になりますけれども、それ以外については一定、突っ込んだ議論はしております。

議長（赤松孝一） 山添議員。

- 10番（山添藤真） 先ほど企画財政課長のほうからご答弁があった内容では、企画財政課の中での査定の状況については、やはり膨大な量があり、その資料にしても全てに対してメモ書きをするなどというような状況ではないと、しかし、企画財政課から町長査定、副町長査定の段階になれば、より簡素化してわかりやすいような形で、その査定というのは、恐らく見られることができる、その状況についてわかりやすく説明を伺うことができるというような状況だというふうに認識させていただくわけですが、この認識でよろしいのでしょうか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 少し細かい話になるんで恐縮なんですけれども、何遍も申し上げますように非常に限られた時間での査定になりますので、あまり手間暇をかけるといいますか、予算要求があったものを、例えば町長や私たちが査定する段階では、新たな様式に落とし込んでというようなことはしておりません。基本的には各課から上がってきた予算要求書をもとに、そのコピーでもって査定をするわけですが、先ほど申し上げましたように、もう法的に決まったもの、ルーチンなものについては、もう大体、査定をする以前に企画財政課でも査定は済んでませんと、それについては、私どもがとやかく言うことは必要がありません。それ以外の、先ほど申し上げましたように、一定の判断を要するなものにつきましては、コピーをもとに、それから各課から上げてきました参考資料やら、そういったものをもとに町長と私で意見交換、議論をしながら企画財政課の職員に質問をしながら査定をすると、そういったことであります。

議長（赤松孝一） 山添議員。

- 10番（山添藤真） 先ほども申し上げていたようなことと関連するんですけども、今後、財政状況というのは、悪くなっていくと、その財政状況が悪くなっていく中で、適正な予算を組んでいくなれば、やはりこの査定というものは非常に大きな役割を担う、そのように思うんですね。この観点からも、この査定については、公開であるべきかなというふうに、いずれにしても思っております。

以上で、この予算編成過程の公表についての質疑も終わらせていただきます。今回の一般質問の中では庁舎統合の前にやるべき三つのことと、予算編成過程の公表について取り上げさせていただきました。庁舎問題に関しては、先ほど申し上げましたように、私の立場としては分庁舎方

式を維持しながら、一つに庁舎に入れるような状況になったときに、総合庁舎化を図るべきだというような観点から、その前に三つのこと、つまり大きな社会をつくる、そして、行財政改革をしっかりとしていく、野田川庁舎の対応を早期にしていくといったような訴えをさせていただきました。そして、予算編成過程の公表については、今後の財政状況を見通す中で、やはり、この査定の状況というのが非常に大きな役割を担っていくとの主張をさせていただきました。以上で質問を終わりたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） これで、山添藤真議員の一般質問を終わります。

昨日と同じような時間帯になりましたので、今田議員も手ぐすね引いて待っておられるでしょうが、13時30分からよろしくお願いたします。

それでは、13時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時45分）

（再開 午後 1時30分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に、17番、今田博文議員の一般質問を許します。

17番、今田議員。

17番（今田博文） それでは、第47回9月定例会におきまして一般質問をさせていただきたいというふうに思っています。

今回の一般質問は職員の資質向上と加悦中学校について、そして、2点目は大雪に対する雪かきの補助制度について質問します。地方自治を取り巻く社会経済環境は大きな激動の時代にあります。現場では環境変化に対応するために、いろいろな改革が行われようとしています。厳しい地方財政下において、人件費総額の抑制を迫られ、多くの自治体は退職者不補充による人件費の抑制に取り組んでいます。本町でも例外ではありません。管理職の退職期を迎え、その後の人材を、いかに育成していくのか、課題もあります。本町でも後2～3年すれば、ここにおられる管理職の皆さんは、ほとんど定年を迎えられると聞いています。しかし、財政はさらに厳しくなり、給与の一部カットに及んだ自治体も多くあるのが現状であります。給与カットをしつつ、職員のモチベーションを維持することが求められているだけでなく、さらに能力アップをしていくことが課題となっています。

さまざまな改革の目的は、限られた資源や人材の中で住民サービスに資することができる有能な職員集団をつくり上げるには、どうすればいいのか、組織力をさらに向上するためにはどうしたらいいのか、そのためにどのようにすれば可能になるのか、人材育成の研修をどう組み立てていったらいいのか、大きな課題が見えています。

地方自治の担い手である自治体職員には旧来の時代の事務処理能力にとどまらない、柔軟で新しい能力が求められています。時代は新しい地方公務員が必要であり、時代が求める公務員をどう育成していくのか、どのような人材育成を行っていくのか、最も重要な課題であると思います。今こそ自治体の力量が問われているのだと思います。

3月議会において職員教育や人材育成については、質問をしてきました。そのときの答弁では、人材育成基本方針において住民と協働する有能な職員集団をつくり上げるために、その求められる職員像を具体的に示し、能力開発や資質の向上に取り組んでいます。求める職員像は住民の立

場に立って行動する職員、効率性を常に意識し経営感覚にあふれる職員、住民に信頼される豊かな人間性を持った職員、新たな課題に挑戦し続ける職員、以上、四つの柱で人材育成を行っている。具体的に京都市町村振興協会主催の共同研修において法務政策能力、行政運営や意識改革、危機管理、コンプライアンス、実務では税務や財務、情報処理などの専門分野、受験した職員は充実した研修だったと報告している。さまざまな研修を受講させることにより資質の向上を図っている。多くの職員は今後の業務に生かせる意欲の改革につながるなど、充実した研修であったと報告している。

現在、行っている研修が非常に有効で効果があると答弁をされました。今回、職員による収賄事件が発生し逮捕されました。一気に住民の行政に対する信頼は失墜し、職員研修どころか、公務員の基本であるコンプライアンスや倫理観はどうなっているのか、公務員としての資質の問題が大きく問われています。誠実に公平、公正に職務を遂行しなければならない立場からも大きく逸脱する行為であります。どこに問題があったのか、原因究明と再発防止に全力を挙げて取り組まなければならないと思います。

それでは、通告しております、次の4点について質問します。1点目、過去何度か人材育成について質問してきました。3月議会でも職員の能力及び資質が向上し、住民サービスに寄与していると答弁がありました。本当に向上は図られていると思われるのか、お聞きをしたいと思います。

2点目に、職員が収賄容疑で逮捕されました。組織として、どこに問題があったのか、伺いたしたいと思います。

3点目に、加悦中学校の改築工事は当初、指名競争入札の予定であったと報道されています。公募型プロポーザルに変更されました。どのような経緯があったのか、お伺いをしたいと思います。

4点目に、今後の不正防止、再発防止については、どのように考えておられますか、お聞きをしたいと思います。

次に、雪対策について質問します。近年は大雪が続き、雪かきや屋根の雪おろしに大変苦勞されております。特に高齢者や独居老人世帯、母子家庭などは大変な重労働になり、危険も伴います。ことしの冬は大変な大雪だったため、屋根の雪おろしをして、けがをされたり、また、屋根から落ちて亡くなられたり、その他、車の事故や山での遭難、雪害による家屋の倒壊など、雪による事故や災害のニュースは連日のように報道されておりました。毎日のように雪が降り続き、一日じゅう雪かきをしなければならない日もありました。こんな大雪に対する支援策として、京都府北部の自治体では自力で雪かきができない高齢者や身体障害者に対する補助制度を設けています。京丹後市は高齢者等住宅除雪費緊急支援制度、宮津市は住宅等除雪に対する緊急支援、伊根町は高齢者等住宅除雪費補助金、制度があるのは5市1町であります。綾部市、舞鶴市、伊根町は以前からあります。

福知山市、宮津市、京丹後市は大雪を受けて時限的な緊急支援制度として立ち上げています。綾部市は積雪50センチを超えた場合、1回当たり2万円、舞鶴市は人材シルバーセンターに委託し、1時間料金1,500円のうち1,200円を補助しています。宮津市では1時間当たり1,000円、京丹後市は上限が1万2,000円、伊根町も上限が2万円であります。それぞ

れ自治体によって補助制度の中身や補助額に違いがありますが、自力で除雪が困難な高齢者などの冬季における雪害事故を防止し、生活の安全確保と福祉の向上を図るため住宅の除雪経費に対して行うものであります。近隣の市町に比べて制度がないのは与謝野町だけであります。早急に制度を立ち上げ、冬に備え、大雪に対する支援策を講じるべきだと思いますけれども、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今田議員からは大きく分けて2項目、ご質問をいただいております。

そのうちの1点目、職員の資質の向上と加悦中学校についてにつきましては、さらに詳細に4項目のご質問をいただいております。この一番目の項目と、それから、大きな二番目の雪対策については、初めに私のほうからお答えをさせていただきまして、1点目の2、3、4項目につきましては、教育長のほうからお答えをさせていただきます。

今田議員ご質問の一番目、職員の資質向上と加悦中学校についての1点目、3月議会でも人材育成について質問をしてきた。職員の能力及び資質が向上し、住民サービスに寄与していると答弁されている。本当に向上は図られていると思われませんかというご質問です。このことにつきましては、3月議会を含め、今回のご質問で4回目になろうかと思いますが、これまでの答弁と重複することもあると思えますので、お許しをいただきたいと存じます。

これまでのご質問でもお答えしてまいりましたように、職員教育や人材育成につきましては、平成19年1月に制定をいたしました、与謝野町人材育成基本方針において、住民と協働する有能な職員集団をつくり上げるために、その求められる職員像を具体的に示し、能力開発や資質の向上に取り組んでおります。本町の人材育成基本方針においては、先ほど議員からも披露されましたように、求めている職員像を大きな四つの柱で示し、この四つの柱で求めた個性あふれる人材の育成を目指して、これまでから、財団法人京都市府市町村振興協会主催の共同研修や、町独自で行いました普通救命講習、災害対策、財務会計研修、安全運転研修、さらにはメンタルヘルス研修等、幅広く多くの職員を受研させております。

このように、多くの職員が研修を受け、能力と資質が向上し、住民サービスに寄与しているものと思っておりますが、今回の教育委員会職員の不祥事によりまして、町民の皆様の信頼を大きく失墜する事態になりましたことは、まことに遺憾で大変申しわけなく思っております。今後は真相を究明し、対応策を立て、再発防止に全力を挙げて、一日も早く町民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。さらに人材育成につきましては、これまでと同様、与謝野町人材育成基本方針に基づいた、その求める職員像を目指してまいります。

大きな二番目、雪対策についてお答えをいたします。ご案内のとおり、近年は豪雪が続き、町民の皆様におかれましては屋根の雪おろしや、生活道路の除雪など、大変であったことと存じております。町としましても、平成23年度は、町道等の除雪対策事業費として1億710万円を支出し町民の皆様の利便を図ってまいりました。

さて、近隣市町においては、独居老人世帯や高齢者世帯の除雪補助制度があるが、与謝野町にはこういった制度がなく、当町でも補助制度が必要ではないかとのこととございます。先ほども

議員からありましたように、近隣市町の補助制度は住民税非課税世帯であること、積雪量が50センチ以上を対象とすること、補助単価は1時間あたり1,000円とすることなどなど、さまざまでございますので、今後、各市町の、こういった制度を精査して研究を進めてまいりたいと思います。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 今田議員の大項目1番のご質問、②から④まで、先ほど副町長が答弁しましたように、私のほうからやらさせていただきます。

まず、今回の教育委員会事務局職員が収賄容疑で逮捕され、起訴されましたことは公務員として断じて許されない行為であり、町民の皆様の信頼を裏切るとともに、大変なご迷惑をおかけいたしましたこと、改めまして深くおわび申し上げる次第でございます。今後は再発防止に向け、また、町民の皆さんの行政への信頼を回復していくために襟を正して、それぞれ職務の遂行に当たっていきたくと思います。本当に申しわけございませんでした。

さて、このような事件の背景に、どのような組織上の問題があったのかということは、再発防止のために検証をする必要があると思っておりますが、今のところまだ、本格的に検証するには至っていませんので、今日までの事柄を振り返ってみまして、感想的ものになりますけれども、感じているところをお答えしたいと思っております。

業務を遂行していく上では、やはり職員の資質に頼らざるを得ない部分もありまして、まずは職員の資質を向上するための取り組みが、今後ますます重要になってくると考えております。また、次に、重要なのが職場における信頼関係の構築ではないかと考えております。職場における信頼回復が構築できない中では、お互いの仕事の内容が理解できず、本人任せになってしまうこととなり、そのことが職員を孤立させてしまうという悪循環になってしまうことも考えられております。今回の場合、当人が教育委員会事務局で、ただ一人の技術者ということもあり、多くの施設管理等について担当していたことで、業務が多く重なり、その結果、孤立させてしまったのではないかと考えておりますが、やはり組織として本人の資質や倫理観に頼らざるを得なかったところが大きかったと、そのように感じているところでございます。

次に、③の加悦中学校の改修工事は、当初、指名競争入札であったものが、公募型に変更された、どのような経緯があったのかについて、お答えいたします。新聞報道、どこから出たことかもわかりませんが、結果から申し上げますと、当初は指名競争入札であったものが公募型に変更されたということは全くありません。このことは一部の新聞で報じられましたけれど、教育委員会といたしましては、基本設計業務委託料を平成23年度当初予算として要求を行います平成22年末ごろ、12月ごろから、その方法については指名競争入札方式、コンペ方式のほかにも、どのような手法があるのかを研究させていましたが、その一つに今回の企画提案方式であるプロポーザル方式があることを承知し、委員会内での検討や町長部局との協議を行う中でプロポーザル方式に決定し、手続を進めてきたもので、当初、指名競争入札に決定したということはありません。

次に、④の今後の不正防止についての考えはについてお答えいたします。今回の事件を受けて、その再発防止について、今後、どのような手だてを講じていくべきかについては、当然、検証し

議論する必要はあると、そのように考えております。単に教育委員会としてというのではなく、町全体の取り組みとして、今後どのように、そのことを進めていくかは、現在、調整中ですが、第三者委員会を立ち上げて議論していただくということも一つの手法と考えておる次第であります。以上、答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） ちょっと時間がなくなったら困りますので、雪対策、これを聞いておきます。答弁では、それぞれ制度の中身が違うと、もう一度、近隣の町の制度も十分精査して研究していきたいと、研究とはどういうことですか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほど細かく議員からご紹介がありましたように、近隣の、北部の各市町で、それぞれ対象者が異なっております。それから対象とする、例えば積雪深であるとか、そういったものも記述が違っております。だから、そういった状況を見ながら与謝野町に一番適した方法はどんなことが考えられるのか、文字どおり研究を進めてまいりたいということでもあります。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） よそのことはいいですよ。うちの町にとって必要か、必要でないか、自分たちで基準なんか決められるでしょう、よその町がどうだ、ああだ、こうだと言わなくなって、これは議会報告会をやりました、旧町単位でやったんです。その中で加悦の会場のときに、ぜひ、こういう制度が必要ではないかという住民の方からのご意見もあり、私自身も、そう思っていました。そのときに、つい私もボルテージが上がりまして、議員提案でやりますというぐらいまでもいってしまったんです。ここで副町長がしり込みされるんだったら、12月に、私は議員提案でやります。それまでに何とかされるんですか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 私の日本語が誤解をされておるようですけども、繰り返しになりますけども、去年の冬、北部の各市町の要綱なんかを取り寄せまして、いろいろと研究はしました。そのときに研究もしておるんですが、そのときに与謝野町では、こういった対象としてはふさわしくないなとか、それから、実際に実務的な話を詰める中で、昨年度、23年度実施には至らなかったわけです。議員がご指摘されますように、北部で、この制度を持ち合わせていないのは、多分、うちの町だけだろうと思います。そんな中で、町長もどうしても除雪が困難なお宅は確かにあると、こういった制度については必要であろうということで、そういう認識を持っておりますし、そういった発言も、この間させていただいたと思います。研究といいますのは細かい部分で実務的な話で詰めないかん部分がありますので、そういった意味で研究をしていきたいという意味でありまして、そもそもこの制度が必要かどうかという、そういったレベルの話ではありませんので、誤解がないようお願いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） ちょっと言い回しが遠かったので確認します。それでは、うちの町では必要だと思うから、そのことも踏まえて、ことしの冬に、来年になりますけれども、間に合うように制度を立ち上げるように準備をしたいと、こういうふうに理解したらいいんですか、はい、わかりました。

そしたら、人材育成、私も何度か、この場から質問をさせていただいています。確かに職員の皆さんの、そういう人材育成に対する意欲、そして、頑張ろうというふうな気持ちというのは、私も伝わってきます。しかし、いつも同じ答弁なんです、今回の、その事件のことを例にとれば、そらちょっとあれかなというふうに思いますけれども、こういう事件が起きたことによって、今までのやり方ではだめではなかったのではないかという、まず、そこで立ちどまって反省をしなければならぬのではないかというふうに思っています。

新しい制度なり、仕組みなり、そういうものを新たにつくっていく、あるいは考えていく、そういうことが今、求められているのではないかなというふうに思っています。いわゆる人材育成、人づくり、いわゆる組織の目標というのも当然あるだろうと、この町は、こういう方向に向かって、こういう目的で行政をやっているんだと、いついつまでには、こういう目標や目的も達成したいという、そういう大まかなスパンでの、いわゆる目的意識、これが必要です。それは共有しなければだめだと思っています。それだけでは組織はよくなりません。もう一つは個人の目標です。私は、このことに頑張ろう、一生懸命やりたいと、こういうことと組織の目標、目的というのがある意味、マッチングをしなければ、この町というのは、行政というのは、人材育成というのはいかならないかというふうに、私は考えています。そこで、今、私が申し上げた町としての、こういう目標に向かってみんな頑張るんだということをお示しになっているかということが1点です。

それから、もう1点は職員さん、個人個人の目標、そういうものをやはり聞き取りなり、自分で、ここに向かっていくんだということでの、そういう意識というのはあるのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 役場組織として考えた場合に、まずは、先ほど申し上げた人材育成基本方針、ここで求めております具体的な職員像、四つの柱、これを目指して、例えば、市町村振興協会をはじめとしたさまざまな研修を受験させること、そういった中で本人の気づきも芽生えてくるものだというふうに思っております。だから、組織としては、まずは研修を受けさせることが中心になろうかと思っております。

それから、議員が言われます、その個人の資質向上に向けた動きであります。これは個人個人でさまざまな取り組みをしてくれているというふうに思っておりますが、町として個々人がどういった問題意識、目的意識を持って、例えば通信教育を受けているとか、あるいは資格の取得に向けて取り組んでいるとか、そういった状況は把握はしていませんが、それぞれの職員が、そういった意識を持って取り組んでくれているものと思っております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） どうも町長の答弁でもそうですし、今、副町長の答弁でもそうです。職員は頑張ってくれていると思いますと、こういう答弁が多いんですね。そこはしっかりと職員は頑張っていますというぐあいなことを言えないのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） まず、組織としての話から入りますと、先ほど申し上げてますように、それぞれいろんな機会をとらまえて、さまざまな研修を受けさせております。そして、その報告を読む中で、職員は新たな気づき、新たな問題意識を持ってきてくれています。そういった意味では、職員

は頑張ってくれております。さらに、先ほど町として個々人の取り組みは、詳しくは承知していないということを申し上げましたけれども、毎年4月の人事異動に向けまして、前年の12月ころに人事異動に当たっての希望などを聴取しますジョブローテーションの取り組みがあります。この中で自分が取り組みたい仕事、その理由、それから、現在の仕事に対する思いなどのほかに個人として取り組んでいる、例えば通信教育であるとか、資格取得に向けての取り組みであるとか、そういったことを書かせる欄がございます。それを見ていると、多くの職員が、それぞれ自分の時間をつぶして、いろんな研修に取り組んでくれていると、そういった状況は、把握はしております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） 合併してから二度、こういう事件が起きました。職員研修をやってる、やってる、京都府の振興協会ですか、それにも十分参加してやっている。しかし、こういうことが起きたということは、今までの職員教育、人材育成の延長線上ではだめだったという一つの結果が出たのではないかなど、そのことは大事ですよ。だけど、それだけではだめだということの一つの結果といえば大げさですけども、このことだけではだめだということになるのではないかなというふうに、私は思っているんですが、そこはどのようにお考えですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 確かに、この間、さまざまな研修、それはコンプライアンスも含めて、さまざまな研修を行ってまいりました。しかしながら、結果として、この合併以降、この5年余りの間に2回もの、こういった不祥事が発生をいたしました。その限りにおいては、どのような説明、弁明をいたしましても、結果としてといいますか、この間の研修が有効ではなかったということになろうかと思えます。これまでの延長では、だめではないかというお話ですが、先ほど教育長がお答えしましたように、今回の不祥事を受けまして、真相究明、さらに再発防止も含めての委員会になろうかと思えますけども、第三者を交えた、そういった組織を立ち上げますとともに、現在、全職員を一堂に集めてのコンプライアンスの研修を予定をしております。今後、真相究明、あるいは再発防止、名前はまだ、わかりませんが、その委員会の中で外部の方を交えて、さまざまな視点から、さまざまなご意見、ご指導がいただけるものと思っておりますので、そういったご議論も踏まえて、ほかにどんなことが考えられるのか、この機会、真剣に考えてまいりたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） 事件のことばかり言うつもりはございません。しかし、大事なことは、やはり組織が挑戦するフレキシブルな、ある意味、組織でなかったらだめなんではないかと、チャレンジしていくような、いわゆる組織風土、そういうものはやっぱりつくっていく必要もあるんだろうと、私自身は思っています。これは今回の事件に関係なく、その役場組織としての活性化という意味では、そういう風土づくりというのは、非常に大事な部分ではないかなというふうに思っております。

これある市長の話なんですけれども、究極の自己啓発ということなんです、それはやはり最後は自分なんです。自分で勉強しなければだめなんです。そこにどうして追い込むか、追い込むかという言葉は悪いです。しかし、人事にしてもそうです。組織の、その風土づくりにしても

そうです。そういう方向に持っていく、これも一つは管理者の、いわゆる責任とは言いませんが、そういう形での、やっぱり役目というのはあるのではないかなというふうに思っております。この市長さんは、幹部の方を集めて、家へ帰って何をしようと聞いたんです。そしたらほとんどの幹部の方がテレビを見てますと、こういう答えだった。この市長は、これではだめだと、もっと勉強しなければ市の幹部になってたらい、もっと勉強させようと思ったんですね。だけど勉強せい、勉強せい言うたって、誰もしませんよ。そこに追い込むんですよ。そのために、この市長は何をされたか、それは昇級試験なんです。係長になるとき、課長になるとき試験があるんですよ。総合計画から問題を出しますとか、何々計画から出しますとか言うたら、その職員は一生懸命勉強する。そこに追い込んだんです。そうして、そういう勉強をしていくような風土づくり、チャレンジングな組織をつくられたという話を聞きました。

そういう部分でも、ぜひ頑張っていたらというふうに思っていますので、よろしく願いをしたいと思います。

それから、教育長に伺います。組織として、どこに問題があったのかということでお聞きをさせていただきました。まだまだ、十分そのところは解明できていないというふうなお答えだったというふうに思います。しかし、教育長の答弁では、資質に頼る以外にないのではないかなというふうな答弁もあったんですね。だけど、そんなことでいいんでしょうか。それはコンプライアンス、倫理というのは、それは最後は個人ですよ。しかし、今、副町長が申しあげましたように、そういう環境づくりをする、そういうことにならないように監督する、指導する、それが上司の役割ではないかと、最後は個人の資質に頼るだけしかない。こんなことでいいんですか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。ちょっと言葉じりをとるようで申しわけありませんけど、私、たしか、その現在の状況の中での組織の中で、本人の資質や倫理観に頼らざるを得なかったところがあつたと、そのように答えさせてもらったと思っております。もちろん議員が先ほどご指摘になったように、その個人の資質や倫理観だけに頼らない、そうした組織をどうつくっていくかというのは、これは大きな課題だと、そのように思っております。そうしないと、最後そこに持っていけば全て終わりになります。だから、例えば今回の、こうした不祥事につきましても、その、例えば業者の誘惑に負けないように、どのような手だてを講じていくかということは、これは我々の責任だと、そのように私自身も思っております。

先ほど、本人の資質や倫理観に頼るといふのは、それは、そういう意味ではございません。今までそういうふうにはせざるを得なかったということを書いていたわけです。以上です。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 私もぱっぱっと控えましたので、十二分に聞こえませんかというのか、聞き取れなかったという部分もあつて、少し違う言い回しを今の教育長の再度の答弁を聞いて、したんかなというふうには思います。しかし、公務員倫理の徹底ができてなかったということについては、そのとおりだというふうに私は思うんですが、教育長はどのようにお考えになるかということです。これは新聞報道で、いろいろと報道されておりますけれども、私的な関係と公的な関係を混同していたと、業者との間でけじめがなかったとか、あるいは不適切な関係を持ちやすい土壌があつたと、こういう新聞記事の表現なんですが、教育長が、それに答えて、組織体制に不備があ

ったと言わざるを得ないと、こういうことも新聞に書いてあるんですけども、そういう不備があったということは、ある意味、お認めになったのではないかなど、倫理の関係で、不適切な関係を持ちやすい土壌があったと、これについてはどのように思われますか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 私どもは、まだ、先ほど申しましたように本格的に検証を、まだ、進めておりませんので、どのようところが不適切な関係になるような土壌があったというふうに言っておられるのか、その点については、私自身は、こうだからだということは今、言える材料を持ち合わせておりません。

今回の不祥事にかかわって、いろいろな方々が、そのように見られたということはたしかだと、そのように思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） このプロポーザルの入札の関係で指名競争入札からプロポーザル方式に変更されたということは、新聞報道では、そうなっています。しかし、教育長の答弁では、いやいやそんなことはなかったんだと、最初から公募型、プロポーザルで、この事業を進めるんだということは決めていたかのような答弁がありました。しかし、ここの捜査関係者の話があるんですね。新聞記事です。私はこれしか知りません。だから、これのとおり質問をします。

工事を、被告はプロポーザル導入のため国のパンフレットを上司に見せるなど、熱心に説得し、採用させたと、これはどうしてやったかといえば、会長、三宅設計ですね、三宅設計の会長に頼まれて、これを私は上司に勧めたと、こうあるんですが、この記事はうそですか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えいたします。先ほど答弁いたしましたのは、私どもが今までとってきた、そしてプロポーザルを採用した経緯でございまして、何ら偽りを申ししているわけではございません。もう少し詳しく申しますと、先ほど言いましたけど、23年度の当初予算を要求するに当たり、それぞれの担当のほうで要求書をつくり上げてきました。そして、それを最終的に、私のところへ、こういう予算を提出しますということで説明をしてもらいました。教育次長、それから、推進課長、それから、当時の主幹、それから、課長補佐級以上のものが、私に説明をしたわけでございます。当然、23年度当初予算でございますので、加悦中の改築問題につきましては、年次的に基本設計に入らなければなりません。したがって、基本設計を計上いたしておりました。そのときに、私は、私自身も学校建築なんていうことは初めてだし、その指名競争入札というのは、これは一般的ですので、そういうのもあるし、それから何かコンペというのもあるそうだと。そのほかに、どのような方式があるんだろうかと、いずれ予算が通りましたら、これは町長部局と協議しなければならないと、したがって、それを研究しておくようにということをお話させてもらいました。

だから、そこから先をどのように当人は理解していたかということにつきましては、これは聞いておりませんので、申し上げることはできませんし、想像しかありません。したがって、初めから入札で決まっていたということもございませんし、それから、プロポーザルありきでいったわけでもございません。今、説明させてもらったとおりでございます。以上です。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） これきょうの新聞なんです。ごらんになったと思いますけれども、大きな裁量、不正の温床と、町職員、多い秘密情報、業者高い利益、悪いことばかり書いてあるんです。

ここに具体的な過去の事件ですね、兵庫県加古川市で病院総合コンサルタント業務委託で、業者に便宜を図ったと。あるいは昨年10月ですね、岐阜県でも、こういう事件があったということですよ。

そのプロポーザルを公募型にやろうと、これでやっていこうということに決められたときには、そのプロポーザルのメリット、あるいはデメリットというのは、それなりに研究をされたんではないかなというふうに思ってますけれども、そこはどのように研究され、知識を得られたんでしょうか。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。どこまで徹底してやったかと言われますと、その徹底の度合いはわからんわけでございますけれども、少なくとも担当であります者、それから次長も資料を手に入れて、いろいろ研究をしてみいました。しかし、共同記者会見のときに言いましたように、どこまで研究が徹底できてたかという点につきましては、十分であったというふうには言いきれません。以上です。

議長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） そら研究が十分ではなかったということなんですけれども、せめてプロポーザルには、こういういいところがある、あるいは欠点としては、こういうものがあると、そういうものを比較検討しながら、今回、こういう方式でやろうということを決められたと思うんですね、その時点で。

いいこと悪いこと、そのぐらいのことは、その教育委員会の中で検証なり、話し合われたり、議論を交わされたりしたことがあったのではないかなというふうに思うんですが、そのメリット、デメリットはどのようにお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。まず、デメリットについては、ちょっと深く研究したということでは言えなかったと、言えません。それははっきり申し上げます。これは記者会見のときにも、そのように述べさせてもらっておたはずでございます。ただ、メリットのほうとしましては、入札制度でいきますと、一人の業者に、私たちの、いわゆる施主の意向をいろいろ述べて、それを反映してもらおうという、そのことはできるわけです。

それから、このプロポーザルにおきましても、同じことができるわけですね。ただ、どう違うかといいますと、同じ施主の意向や思いを、それをどう理解し、どう反映していくかというのが複数の業者の発想から選んでいけるという、このメリットはあると、いわゆる選択肢が広がるという、このメリットがあるわけなんです。その意味で、プロポーザルのほうが選択肢が広いだけいいのではないかなというふうに私自身は思いましたし、そうなったと思っております。以上です。

議長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） もちろん、そのいろんな提案を聞いて、こちらが判断するわけですから、いろいろな選択肢が出てきます。入札みたいに金額勝負と、こういうことにはならない。そのことは、私でも何となくわかります。それは確かにいい面だろうというふうに思うんですね。しかし、逆

にその悪い面というのものもあるんだと思うんですね、そこの認識は、教育長なかったんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。先ほども申しましたように、その点につきましては深く研究していったということは言えないと、先ほど申しましたけれど、そのとおりでございます。ちょっと、この件につきましては、ちょっと次長のほうからも補足させていただきますので、一つよろしくお願ひします。

議 長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） ご質問にお答えします。メリットとデメリットの関係でございます。教育長が答弁させていただきましたように、一般的にいろんな、そういった制度にはメリット、デメリットがあるというふうに言われてまして、デメリットにつきましては、どんな場合もそうなんだろうけれども、やはり公平性が保てるということが絶対条件なんですけれども、どうしても審査をしていくという過程で、この公平性が担保できなければ、制度として成り立たないというふうなことはデメリットの面として書かれております。

それから、もう一つこれは設計者のほうになるわけですが、必要以上の要求をすることがあっては、これは相手にとってデメリットの部分が多いというふうなことも言われてましたので、その部分は一般的にはあるんだろうなというふうに思ってます。ただ、メリットにつきましては、やはり企画提案という、当時プロポーザルというのが国土交通省の中でも進められていたということもありますし、それから全国的にも、こういった企画提案型の取り組みというのか、制度が導入されていたというふうなことでございます。したがって、メリットのほうにつきましては、先ほど教育長が答えさせていただいたというふうなことだというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） そうしますと、メリットもデメリットも比較をしたと、メリットのほうが大きい、この事業は、これでいくほうがいいんだという、そういう最終的な判断を下されたということの理解でいいんですか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。そのとおりになったから、プロポーザル方式で基本設計に入ってしまったということでもあります。以上です。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） メリット、デメリットでメリットのほうが多いから、この制度に取り組んだんだということ、確かにそうなんですよ。しかし、それに取り組んだ後、職員の裁量が多いとか、その業者との接点があるんだということも、一つはデメリットといえますか、そういう部分としてチェックをしておく必要性というのは、私はあったんじゃないかなというふうに思ってます。新聞報道でも、そういうふうに記事が書いてあります。私は今、新聞記事のみで質問をしています。教育委員会も十分な精査ができてない、組織としての問題点についても、まだ、十分精査ができてないというふうなこともありました。これは、我々も特別委員会を立ち上げて、この件について調査をしていくということについては、ほぼ決めてます。この議会で立ち上げます、それを。そこで、私自身が委員になれるのかどうなのかわかりませんが、そこでしっかりと今回の事件について、真相究明と、そして再発防止についてお伺いをしていきたいというふう

に思っております。

まだ、たくさん聞きたいことは用意してきたんですけども、きょうはこのぐらいで終わりたいというふうに思っております。

この間、総合計画、表を開きますと与謝野町町民憲章、これがもう1ページに出てくるんですね。改めて読んでみますと、本当にいいことが書いてあるんです。自然のことから伝統文化、学びの心、決まりを守り自立心を養いましょう、温かい家庭と地域のきずなを大切にしましょう、健康で仕事に励み、豊かな未来をつくりましょうとか、本当に、改めてこれを読んだらすばらしいことが書いてあります。

副町長、一つ提案なんですけど、福知山市でも、こういう収賄事件が起きました。あそこは百条委員会を立ち上げて調査をされているんですね。倫理規定に関する推進条例みたいなものをつくられて、それを全職員に徹底させるというふうなこともやっておられます。そして、倫理カードをつかって、それを職員に持たせる、こういうこともやっておられます。私は、もう一つ加えて、この町民憲章も、コンパクトな形でつくっていただいて、ぱっとそれが読めるような形にしていくと、これも一つは不正防止の一環ではないかなというふうに思うんですけども、そのところはいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 町民憲章をコンパクトな形にして、職員に持たしてはというご提案ですけども、今、福知山の例もおっしゃいました。再発防止と真相究明の委員会の中で、幅広く再発防止に向けて、いろんなことが議論されると思いますし、その中で実効性のある、今、議員のご提案があったようなことも含めまして、取り組みを考えていきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 条例ですね、法令遵守の推進に関する条例、先ほど申し上げましたけれども、これも福知山市つくられています。こういう条例を立ち上げられるお気持ちはありますか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） コンプライアンス法令遵守そのものを職員に厳しく課してる条例というものは本町には特にございませぬ。現在は、与謝野町職員服務規程第3条の中で法令遵守についてはうたっております。あとは、条例として、与謝野町における法令遵守の推進に関する条例というものがあるんですけど、これは職員向けのコンプライアンスの推進条例というよりも、どちらかといいますと、不当要求等があった場合の条例でございます。

ただ、不当要求ばかりでなく、この条例の中でも確かに第3条で職員の責務をうたっておりますので、そういった意味では、職員に対して課した部分があるんですけど、基本的には直接的に法令遵守を読み込んである条例規則といいますと、与謝野町の職員の服務規程ということになります。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 服務規程があるということは、私も知ってます。しかし、条例というのは、町の法律みたいなもんです。もう少しランクアップする必要があるんじゃないかというふうに思います。

時間ですので終わります。

議長（赤松孝一） これで、今田博文議員の一般質問を終わります。

ここで、55分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時36分）

（再開 午後 2時55分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

次に、16番、谷口忠弘議員の一般質問を許します。

16番、谷口議員。

16番（谷口忠弘） それでは、第47回9月定例議会におきまして、事前に通告をいたしております一般質問を、議長のお許しが出ましたのでさせていただきます。

私は、一つは、まだ半年ほど残っておりますけれども行政改革ですね、これが平成20年から24年までの5カ年、計画をされました。まだ、少し期間が残っておりますけれども、この結果がどうであったのか、この点についてお尋ねをしたいのと。

二つ目は、この行政改革、第1回目の行政改革の反省を踏まえて第二次行政改革を、どのような位置づけで考えておられるのか、その点についてお尋ねをしたいというぐあいになっております。

平成19年9月に持続可能なまちづくりを進めるため行政改革大綱が示されました。この委員会は、延べ13回にも及ぶ委員会を開催され、9名の委員さんが熱心に議論を重ねられ、町長に答申をされました。目標としては、財政の規模や将来の見込みを勘案して、行政改革の集中期間を平成20年から24年までの5カ年とし、年度年度に目標を定め、5年間で合計20億円の削減目標と定められました。また、財政の弾力姿勢を示す経常収支比率を90%以下に下げること。この二つを大きな目標として掲げられました。このことを実現することによって、将来にわたり政策的な経費を確保することができ、新たな住民サービスへの対応が可能になるとのことでありました。

本行政改革は、町民の生活と密接に関係する項目が多く、かつ行政として最重要課題の観点から、平成20年度の町政懇談会で資料をつくり、各地区を回られ、理解を求められたところがあります。また、私も含め大勢の議員も、ハードルは少し高いと思いますが、行政改革にエールを送ったのではないかなというぐあいに記憶をいたしております。しかし、集中期間の5カ年もほぼ終了の段階となってきています。私は期間の半分を経過した平成22年12月議会で、その進捗をお尋ねした経過があります。そのときの答弁では、職員の削減は予想を上回る状況で進んでいるが、その他の項目では、計画どおりに進んでいるとは言えませんという答弁でございました。しかし、ギブアップすることなく、今後も継続して改革を進めてまいりたいというようなことでもございました。

そこで、第1点目は、期間終了間近い現在、全体目標削減額がどこまで進んだのか、まだ半年残っておりますが、全体目標達成進捗をお尋ねいたします。

次の2点目は、もう少し具体的に大きな行政改革の効果がもたらされると思っている項目についてお尋ねをいたします。

1項目は、職員数の削減と給与の抑制であります。これは、先ほども触れましたが、中間チェックでは、予想を上回る形で削減が図られたようですが、一方、臨時職員の雇用はふえている現

状でもあり、物件費の中の賃金を含めた総体的な人件費のとらえ方が必要だと思いますが、13年間で90人の目標で、集中期間中でどうであったのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

次に、公共施設の統廃合と民間委託であります。庁舎問題では、町の総合計画では、触れられているように、総合庁舎化を、また行革委員会でも、その方向性を打ち出されているところがあります。しかし、その手順、プロセスに問題が生じ、現在までに統合検討委員会、答申を待っている段階であります。その結果をもって、どう対処されるのか、間違っても先送りはないと思いますが、町長の今後のプロセスをお伺いしたいと思います。

次に、学校、保育園の統廃合であります。保育園は、現在8カ所、小学校は9カ所あります。これは早くから教育、保育、環境のあり方に関する提言書で検討され、結論が集約された答申にはならなかった印象を持っていますが、教育委員会としては適正規模、適正配置で一つの答申が既に出されていると聞いております。学校の統廃合は、財政の側面よりも、子供の教育環境として、どうあるべきかとの視点が大事であることは言うまでもありませんが、いずれにしても、いまだ地域住民にとってはナシのつぶてであります。今後、どのようなプロセス、手順を考えておられるのか、いや全く考えておられないのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、民間委託であります。クアハウス岩滝については、指定管理者制度で移行できましたが、委託料は、過去の単年度の赤字額と、額自体そう変わらず、民間委託への効果が生まれているとは言いがたい状況であります。これはクアハウスに限らず、他の指定管理制度でも散見はされます。私は、この部分においても一定の見直しを図る必要があると感じておりますが、いかがでしょうか。

次に、3項目目の事務事業の縮小と資源の集中であります。これにつきましても、一つ一つの事業には言及をいたしません、全体的な達成がどうなったのかお尋ねをします。

続いて、自助、共助の促進、また特別会計、企業会計への対策、歳入の確保、これについても総体的な感想と達成度をお尋ねしたいと思います。

次に、今回の行政改革の20億円削減目標は達成できなかったとするならば、その結果は、平成24年度末で財政目標としていた目標に対して、どのような差異が財政シミュレーションで生じ、どのような影響が今後もたらされるのか、その点についてもお尋ねをしたいと思います。

次に、大きな項目の二つ目の第二次行政改革についてお尋ねをいたします。今後の5年間は、平成28年から交付税の段階的削減がクロスをする5年間になります。この大事な5年間は、危機感を持った意識が一層必要になり、持続できるまちづくりが可能かどうかの試金石になるような気がいたします。絵にかいた餅では、もう許されない段階であります。今後の行政改革について、その意味合いと方向性、具体的なものがあればお聞かせください。

それと、第二次行革の前に、第一次行革の反省と総括というものは、大変大事な視点であります。なぜできなかったのか、その原因は、先ほど、一つずつお聞きしておりますけれども、政治は結果責任であります。結果としてできていないのだから、やる気はなかったと言われても仕方ありません。一步譲って、やる気はあったが、状況が変わり、弊害を恐れてしなかったといっても、それは理由には値しないと思います。あらゆることを想定して考えていないと、責任者としては資格が問われる問題ではなかったかなというぐあいを感じております。

そこで、私はしがらみの中で改革しづらい事業の見直しについて提案をいたしたいと思っております。事業の見直しについては、聖域を設けず事業の見直しを図ろうとするならば、民間の学識経験者など交えた、客観的な立場の人に抽象的な必要性に感わされることなしに、費用対効果の側面を重視した事業仕分けの必要性を感じます。そうでないと、これ以上、この領域は進まないと感じていますので、ぜひ、ご検討いただきますようお願いをしたいと思います。

それと、最後に行革に対しての進め方と強い意志についてお尋ねをいたします。私は行革にはスピードと期間を定めた中でのプロセスが大事であると考えています。改革というのは、常に痛みを生じます。また、反対が起こります。これはどんな場合でも起こると思います。だからこそ、プロセスが大事で早く議題をテーブルに載せ、いろんな多様な意見を聞き、一定の時間を得た後、結論を出す、このことは大事なことで、反対が怖くて結論を出さないでは一向に前に進みません。また、行革を貫徹するには説得力と、ぶれることのない強い意志が必要であり、この町の将来のことを一番憂いているのは自分自身であるという、強い信念を持ち、強い思いが必要であります。

任期は2年を切っております。時間はあるようではないものです。過去の反省点に立って、今後の決意を町長から、ぜひお聞かせをいただき、今後の行政改革が成功するように念じてやみません。私は、これを持って1回目の質問を終わりたいというぐあいに思います。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 谷口議員ご質問の一番目、行革の到達度を問うについてお答えをいたします。

まず1点目の、24年度は、まだ終了していないが、予測値を入れ5年間でどうだったのか、全体20億円削減の到達度と各主要項目の到達度についてと、3点目の行革の結果が平成24年度末で財政目標としていた目標に対して、どのような差異が生じたのかにつきましては、一括してお答えをさせていただきます。

まず24年度の実績に予測値を入れてということですが、予測値の算出は各事業執行途中であり、また、収支状況を見て最終的に積み立てをする基金積立金なども行革実績として上げることになりますので、現段階では予測は困難であるため、平成24年度も23年度実績額と同額の実績が積み上げられたと仮定して説明をさせていただきました。

平成24年度に23年度と同額の4億500万円の行革実績を計上したとしますと、5年間の全体の削減効果額は18億8,900万円となり、行革目標の20億200万円に対して94.3%の達成率となります。この20億円につきましては、行革大綱策定時の財政シミュレーションにおいて、平成20年度から23年度の4年間で9億6,800万円の赤字を想定したため、この赤字解消に10億円、さらに10億円を上積みするという目標設定されたものでございます。

行革期間の決算状況を見ますと、財政シミュレーションでは、地方交付税が年々減少していくことを見込んでおりましたが、実際は反対に増加したこともプラス効果となり、全て黒字決算で終わることができましたが、新規事業や扶助費等が増加する中、基金全体の積立金は平成20年度から23年度の間18億9,600万円にのぼり、また、国民健康保険特別会計や簡易水道特別会計に対し財政調整の追加繰り出しを実施できたのは、行革により生み出された財源もあったからこそ実施できたものと考えております。

次に、行革実施項目の6項目を達成率の順に申し上げますと、一番達成状況がよかったのは自助、共助の推進で、目標額1,000万円に対して実績額は1億2,200万円、達成率は1,220%となります。

2点目の事務事業の縮小と資源の集中では、目標額の2億5,700万円に対し、実績額が5億700万円、達成率は197.2%となります。

次からは目標額に対して実績額が届いていない項目を達成率が高い順に申し上げますと、3点目の職員数の削減と給与の抑制では、目標額の8億300万円に対し実績は4億9,300万円、達成率は61.4%となり、4点目の特別会計、公営企業会計の対策では、目標額の5億4,100万円に対し、実績は2億7,800万円、達成率は51.4%となります。

5点目の公共施設の統廃合と民間委託では、目標額の3億9,100万円に対し、実績は5,600万円、達成率は14.3%となり、最後の6点目、歳入の確保は、目標額の設定は無く実績額の積み上げのみ行っております。5年間の実績額は4億3,300万円となります。

以上のとおり、行革最終年度である平成24年度末での財政目標に対する差異をお尋ねですが、財源不足になるであろうとの予測から削減目標20億円を設定していたことに対して94.3%の達成にとどまりましたが、一方で基金全体には約19億円の積み立てができましたので、この点では将来への一定の蓄えができたと考えております。

次に2点目、目標達成ができなかった項目について、なぜ、達成できなかったのか、その理由をとということにつきましては、達成できなかった項目は、先ほど申し上げました6項目のうち3項目でございます。

まず1点目、職員数の削減と給与の抑制でございます。こちらは職員の採用抑制、一般職、特別職の給与カット、管理職手当の抑制などを実施項目として上げておりましたが、目標額に届かなかった主な要因といたしましては、町独自施策で給与カットを平成20年、21年度の2年間実施いたしました。21年度からは人事院勧告による給与引き下げも実施をされたため、実施項目にあります職員給与の3%カットを上回る給与の削減となりましたので、22年度からは町独自の給与カットは行わないことにしたため、行革実績額が積み上がらなくなったことが主な要因でございます。

ただ、行革実績として積み上げることはできませんでしたが、21年度からの人事院勧告による引き下げは、22年度にも引き下げられ、現在も、そのまま継続となっており、また職員数も年々減少しておりますので、平成19年度決算と23年度決算の職員人件費総額を比較しますと、約2億5,000万円減少しており、総人件費の圧縮につきましては進んでいる状況でございます。

次に2点目、特別会計、公営企業会計の対策でございます。こちらは一般会計からの繰出金の抑制、地方債の繰り上げ償還などを実施項目として上げておりましたが、目標額に届かなかった主な要因としましては、簡易水道特別会計では、平成28年度の水道事業会計への統合に向けた施設整備を実施しなければならないため、逆に、そのため財政調整分として一般会計からも21年度から23年度まで追加繰り出しを行っている状況であり、繰出金を抑制するなどの行革効果を生み出すことは厳しい状況となったものであります。

また、国民健康保険特別会計においては、議員もご承知のとおり2年連続で国保税の税率を上

げるなど、大変厳しい財政状況であり、これは与謝野町に限らず全国的な問題であり国保制度そのものが成り立たない状況となっており、とても一般会計からの繰出金の抑制を行うだけの余裕がなかったのが現状でございます。このような状況でございますが、国保の直診勘定につきましては、23年度から診療体制を変更した結果、経営状況も若干改善の兆しが見えるなど、いい方向に向かっているものもございます。

3点目が、公共施設の統廃合と民間委託でございます。こちらは公共施設の統廃合、公共施設の民間委託を実施項目として上げておりました。これらにつきましては、当初の目標額の設定に要因がございまして、目標額を設定する際、指定管理者制度に移行する前の管理運営経費全体を、そのまま削減目標額に積み上げており、実際の実績額は指定管理者制度前の管理運営経費と、移行後の経費との差額を実績額としておりますので、そのような要因から大きく目標額に届かない結果となったものでございます。

大きな2番目、第2次行革について問うについてお答えいたします。

まず1点目、今後の5年間で持続可能なまちづくりに向けての重要な期間となるが、さらなる行革が必要ではということですが、議員が言われますとおり非常に重要な期間になると考えております。第2次行政改革大綱の実施期間においては、平成28年度から交付税の合併算定がえの段階的縮減が開始されることになり、歳入額が減少するため、予算規模を縮小しなければならない状況となります。平成24年度の一般会計の当初予算は112億円という予算規模となっておりますが、最新の財政シミュレーションによりますと、現状のサービスを、このまま継続した場合、大綱の最終年度となる平成29年度では、赤字財政になることが想定され、これを回避するためには100億円程度まで予算規模を圧縮する行革が必要になってくると考えております。そのような意味で、大変重要で、かつ厳しい財政状況を覚悟しなければならないと思っております。

2点目の聖域を設けず事業の見直しを図ろうとすれば、民間の学識者など、客観的な立場の人に費用対効果の側面を重視した事業仕分けが必要ではということでございますが、議員が言われますとおり、民間の学識者の方に入っていただくことも一つの手法であるとは思いますが、このことは住民の間でも、また議会におかれましても大いにご意見の分かれているところであります。まだまだ議論をしなければならないのではないかと考えております。

現在、当町では、総合計画審議会におきましてベンチマークに加え、総合計画の施策ごとの評価を行い、審議会でのご意見を次年度の予算編成に生かす取り組みを行っておりますので、これらの住民の皆さんの声を参考にしながら新たな第2次行革に向けた計画づくりに生かしてまいりたいと考えております。

最後、3点目、行革にはスピードとプロセスが大事であり、これを貫徹するには説得力とぶれることのない強い意志が必要と思うが、第一次の行革の反省点をどう生かされるのかについてでございますが、まだ、第二次の行革大綱の答申をいただいておりますので具体的には申し上げることはできませんが、第一次の行革においては事務事業の見直しなど、行政内部の見直しを主眼に置き、取り組んでまいりました。

第二次の行革においては、第一次同様に行政内部の見直しに取り組むのはもちろんでございますが、町民の皆様にも痛みの伴う取り組みをお願いしなければ、この難局は乗り越えられないものと考えております。したがって、議員ご指摘のとおり住民の皆様にしつかりと説明し、職

員の総力を挙げ、私自身も強い意志を持って臨んでいかなければならないと思っております。以上で、谷口議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 行革につきましては、1回目の質問でもちょっと申しましたように、やはり行政のトップですね、これのやっぱり意志というのは非常に大事だと思うんですね。きょうはそういう点で、町長が不在ですので、少し私の質問は、そんな難しい質問ではないんですけども、町長自身がどう思っておられるかということですので、中心的に聞きたいなというぐあいに思ってるんですけども、副町長、答えられる範囲で結構ですけども、お答えいただければありがたいなというぐあいに思っております。

一つ目は、第1回目の質問でもちょっと申しましたように、この行政改革は町政懇談会を最初、20年に開かれて、町民、23カ所か4カ所ですかね、回られまして、町民の皆さん方に、ぜひこれを断行するので協力してほしいと、こういう強い意志で町民の皆さん方をお願いをした施策ではないかなというぐあいに思うんですけども、今お聞きしますと94.3%と、数字的には合格点は与えられるかなというぐあいに思うんですけども、先ほど、ちょっと中身を聞かせていただいたら、大変ちょっといびつな状況ですよ。何パーセント言われましたか2,000何%もあれば、半分もいかないようなやつもあると。

特に、その辺のところは計画数値と、大きく見誤った点がたくさんあると思うんですけども、職員数の削減についても、そうだと思うんですけど、当初から8億円という数字は、とてつもなく無理な数字ではなかったかなというふうに私、今、思ってるんですけど、その点についてはどうですかね。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員のお尋ねでございますが、最初にお断りを申し上げましたように、24年度の確定値が、まだ出ていない中で、23年度と同額の4億500万円の実績が計上できればという前提で、ご説明をさせていただきました。その中で、3点目の職員数の削減と給与の抑制、達成率は61.4%と、辛うじて50%は超えておりますが、目標に比べますと非常に低い数値となっております。

議員もご承知のとおり、新町になりまして毎年毎年、退職職員の補充については、一部補充ということで、職員には一定の負担をかけておるところであります。職員数の削減につきましては、一定、年齢から割り戻しまして、退職年次がわかりますので、そういったものを根拠に一定のシミュレーションをしておったわけですけども、町長が申し上げますように、3割程度の補充、3分の1程度の補充という年もあれば、そうやってない年もあります。そういったこともありまして、結果として61.4%という数字になったんだろうというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 第1回目の質問でもちょっと申しましたように、人件費、職員数は当初は順調に削減が進んでおると、こういうようなお話をちょっと聞かせていただいておりました。しかし、結果的に見ると、こういう数字で終わりました。

またもう一つ、これ人件費にかかわる大きな問題としてはね、物件費の中で占めている賃金というやつもあるんですね。これは総体的に考えると、これは人件費ととらえるべきもんだとは思

うんですけども、私がちょっと試算したところによると、人件費は1億円ちょっと、20年度からこの23年度ですか1億2,000万円ほど減ってるんですけども、この物件費にかかわる賃金が1億円ほどふえているんですね。

総体的に見ればですね、職員数の給与ではないですけども、総体的な人件費としては、あんまり減ってないのではないかなというぐあいな感じがしております。そのところで、一番歳費に占める割合が、やはりこの人件費にかかわる問題だと思うんですけども、先ほど申しましたように、13年間で90人を削減するというような話ですけども、前回、庁舎問題のときでしたか、どなたかの議員がおっしゃられたように、削減が、もうそろそろ限界にきているのではないかなというお話がございました。これは何ををもってというと、やはりこの臨時職員がふえてるとのことだと思っただけです。そういうことで、総体的な人件費が減ってない、要するに人を減らすというのは、もう限界がきているんじゃないかなという、こういうお話ですけども、その辺についてはですね、どうのお考えというか、お気持ちというか、副町長のほうにお尋ねしたいと思っただけです。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 職員数の、まず削減につきましては、退職者につきましては、先ほど申し上げましたように、職員の年齢構成といいますか、年齢を見ていると退職年次が予測されますので、退職者の予測については大きな差異はないと思います。

ただ、逆に採用の関係につきましては、町長は3分の1程度の採用というふうに、この間、申し上げておりますけども、例えば、保育所現場につきましては、比較的年齢が高い中で、やめた職員が何人いるから、その3分の1程度を機械的に採用すればいいということには、やはりならないわけでありまして、将来の保育現場の職員の年齢構成なんかも考えますと、機械的に3分の1にならないこともあるということでご理解をいただきたいと思っただけです。

さらに、正職でない場合につきましては、例えば共済費をはじめとしたいろんな経費が削減ができますので、直接の人件費以外に、間接的な人件費も相当削減ができますので、そういった意味では一定の効果があるものというふうに思っております。

それから、確かに合併以来、学校、保育現場等々、それから役場の3庁舎の各課もそうですが、統廃合といったことを特に進めておりません。このような中では、現在の、例えば八つの保育所、二つの幼稚園などを、そのまま残した状態でありまして、なかなか思い切った削減はしにくい。同様に、3庁舎に分かれておる中では、なかなか課の統廃合もままならず、なかなか思い切った削減ができないという状況は確かにあるかと思っただけです。

議員が、ご心配いただきますように、今のままの状況での削減は、一定限界に近づいておるのではないかなというお話ですが、そういった状況もあろうかと思っただけですが、職員には無理を言いつつ、一定の削減は進めていかなければならないというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） 職員数の削減は、ただ単に削減すればいいというような問題ではないと思っただけで片づけられないような問題だと、いろいろなところではらんでいると思っただけです。

一つ、やっぱり大きなことは、先ほどちょっとおっしゃられたように、やっぱり保育所の統廃合とかですね、この辺が進まないとならぬ削減にはなかなかおぼつかないのではないかなというの

1点と。

もう一つは、やっぱり事業の見直しだと思うんですね。職員さんは、皆感じておられると思いますが、仕事は今のままであるけども、職員数はどんどん減っていくと、これでは、とてもじゃないけどやっつけていけんなど、こういう思いもお持ちの職員さんは、たくさんおられると思うんです。やはりこの事業の見直しというのは、当然もう考えていかないと、職員数削減だけでは、とてもじゃないけど、そっちも取り組まないと、それではもう仕事が全くできないと、そういう状況だと思うんですね。

ぜひ、そういう形で、いろんな取り組みが必要だと思うんですけども、先ほどもちょっと触れられましたけどね、先ほど言いました保育所とか学校の統廃合ですね、これは全然進んでないと言え進んでおりません。第1回目の質問でもちょっと申し上げましたように、ある一定の答申は出ているようでありますけども、今、宙ぶらりんの状態であります。この辺も、早くテーブルに載せる必要が、私はあるんじゃないかなと思いますけども、ちょっとこの問題は後にさせていただきます。

それと、ちょっとまた違った視点なんですけども、行革が始まった20年から、毎年毎年、この行革がどうであったかというようなことをチェックする行政改革委員会が開かれておると思うんですね。今現在、この直近の報告会が、いつ行われたのか、また、委員さんの中でどんな意見が、そこで出たのか、その点についてお尋ねをしたいなと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 直近の開催状況につきましては、担当課長からお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 事務局の私のほうからお答えをさせていただきます。

行政改革推進委員会の直近の開催状況につきましては、本年の6月28日に行っております。委員の改選期を迎えておまして、6月の末をもって3年任期が満了するということがございましたので、6月末の28日に会議を持たせていただきまして、その時点での実績見込みをご報告をさせていただいたというのが会議の内容でございます。

委員さん方からは、行革の進捗が、これは100%達成しないというような状況の中で、非常に厳しいご意見を頂戴をしてるということでございます。今、議員が言われましたような、施設の、いわゆる統廃合も進んでいない、あるいは人件費の抑制目標も達成率が低いと、こういった点を、特にご指摘をいただいているところでございます。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） ちょっと話が前後して恐縮なんですけども、職員さんの、先ほど言いましたように事業が今までと全然減らない、職員数ばかり減っていくと、仕事の量は全然減らないということで手いっぱいということですね。

そこでちょっとお伺いしたいんですけども、職員さんの年間の休日日数というのは、それは勤続年数によって違うかもわかりませんが、一体どれぐらいあるのかちょっとお聞かせください。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） すみません、失礼いたしました。休暇の状況、総務課長からお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、谷口議員のご質問は、年休消化率かというふうなとらえ方。

1 6 番（谷口忠弘） 権利を持たれている休日数は幾らありますか。

総務課長（奥野 稔） それは年間20日で、それから繰り越しで最高40日間ということになっております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 年間ですね、幾らありますかと聞いて聞いているので、日曜祭日はお休みだと思っておりますけども、年間休日日数は幾らありますかと、こういうことですけど。

議 長（赤松孝一） ちょっと休憩します。

（休憩 午後 3時37分）

（再開 午後 3時39分）

議 長（赤松孝一） 休憩を閉じます。着席をお願いいたします。

休憩を閉じまして、会議を続行します。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 中断させまして、失礼いたしました。

年によって、祝日の配置によって違いますけども、平成24年度でざっと今カウントいたしましたら、土日祝日等で115日ほどが勤務を要しない日になろうかと思えます。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 町民感情からいうと、休みが多いなというような気持ちは率直にあるんですけど、それはそれとしましてですね、先ほど事業の見直しというような話をさせていただきました。特に、やっぱり日曜とか、祭日にかかわる事業ですね、これはどうしても職員さんが出勤をされるということになると、当然、代休という話になりますよね。この辺も、私は一定見直しをする必要があるのではないかなというぐあいに思えます。事業の見直しですよ。だから、当然、代休をとられたら、その日が空白になるということです。

ちなみに、私は年中無休で商売しているわけではないんですけども、年中無休でやりますとね、お客さんが多い少ないにかかわらず3人ほどいるんですね、従業員が。3人とも一緒になるときというのは1カ月でそうないんですね。だからみんな振りかえ、振りかえで休んでいかなあかんと、そういう状況になりますので、休日出勤をされる場合、その代休を伴う場合はですね、非常にやりくりが、やりくりが大変なのか、大変じゃないのかは現場を知っておりませんからわかりませんが、多分、大変ではないかなというぐあいに思うので、その辺を十分、見直しの材料として考えていただければなというぐあいに思ったりしております。

あまり職員のことばかりいうと、肝心な行革の話がちょっとずれていくかもわかりませんが、もう一つは、公共施設の統廃合ですね。これは庁舎問題、今、統合検討委員会が開催をされてますけども、12月で一応、答申が出ると、こういうぐあいにスケジュール的には聞いております。総合庁舎化は、私は避けられないのではないかなというぐあいに思うのです。場所は別としましてよ。

これですね、ある程度の結論がどういう形で出るのかわかりませんが、その12月に出た時点で、あとのスケジュールとしては、これ町長でないとなかなか答弁しにくいかわかりませ

んけど、どういうプロセスを描いておられるのか、その点についてお尋ねします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 委員会の皆さん方には、年内に答申をお願いしたいということで現在、その準備を進めていただいております。

議員のどなたかがおっしゃいましたが、幾つかのパターン、四つほどのパターンがあるやに聞いておりますけども、答申がどういう格好で出てくるかによって、その後の対応プロセスは大きく変わってくると思いますので、ちょっと具体的なことはご勘弁をいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 答申が、まだわからない段階で、プロセスを語れないと、こういうことだと思うんですけども、公共施設の統廃合ですね、学校問題も保育園の問題も触れましたけども、私は印象として持っているのは、やっぱりこの庁舎問題がこじれたことは物すごく影響してるんじゃないかなと、先ほど言いましたように、いまだ手つかずというような状況は、町長も前回の町長選挙のときに、こういうこともうたっておられますね、マニフェストか何か忘れちゃったけど。そやけど、全く手つかずというのは、やはりこれはかなり尾を引いていると、こう言わざるを得ませんので、やっぱりできるだけ、先ほど、第1回目の質問でも言いましたけど、やはりある一定の期間を持って物事を決めていくというスタンスが、非常に重要になってくると、そうでないと後のことがどんどんどんどんおくれていくと、こういう形になるんじゃないかと、非常に私、危惧してるんですね。

第2回目の行革、これについても、ぜひスピード感を持って、もちろんプロセス大事ですよ、プロセスを踏んで、スピード感を持ってやっていただかないと、平成27年、29年、33年ですか、合併の算定がえが起くるのは、これに間に合わないということになりかねませんので、ぜひ、それは念を押しておきたいなというぐあいに思ってます。

それともう一つは、第1回目の質問でちょっと提案をさせていただきました。事業仕分けの話です。先ほど言いましたように、2番目の、この問題については達成率が非常に低いと、目標金額について、ちょっと間違いがあったというようなことも触れられましたけど、これは確かに非常に難しいと思うんですね。我々議員も地元に戻れば、あんなことをしてほしい、こんなことをしてほしいというのはたくさん聞きます、聞きますね。

それは大きな観点から考えると、非常に、その事業自体が非常に経済効果というか、費用対効果の側面から考えて問題ないのかどうかというのは、大変疑問視せざるを得ないというようなこともあります、確かに。

しかし、そこはやはり、第三者に入っただいて、何もやめろということじゃなしに、民間委託ができるものは民間でやってもらう、地域でできることは地域でやってもらうと、こういうスタンスをやっぱり押し通していかないと、いつまでたっても同じことをやっていかなあかんと、こんなことになると思うんですね。これは私たちも大変苦しい立場ですよ、立場ですけど、これは全体のことを考えなければ、先行きは非常に乏しいんですから、ぜひ、そういう方向で進めていただきたいなというふうには感じはしてるんですけど、副町長いかがですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員がおっしゃることは十分に承りました。確かに、そういったことも必要かも

しれませんけども、先ほど申しあげましたように、やはり議会の中でも、また住民の間でも、なかなかオーソライズできないという部分がありますので、難しいのではないかと、それもさることながら、職員の間でも地方分権ということで、分権一括法なんかで国から都道府県、さらに都道府県の仕事が市町村に毎年のようにたくさんおりてきております。

このような中で、職員が減っていくわけでありますので、じゃあ自分たちが、あるいは自分の課で持っている仕事の中で、例えばアウトソーシングができないのかというようなことは、常日ごろから検討させておりますので、そういったことで事業仕分けにはなりませんけども、できる削減、負担の軽減は図っていききたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 少しちょっと冷徹な言い方しますけども、よく必要な、これは、この事業は必要だなという中に抽象的な必要性というのがよく言われるんですね。例えば、3町の一体感の醸成に必要であるとか、わかったようなわからんような話なんですけども、私は、ここは本当に財政は厳しいんですから、やっぱり費用対効果、これをやっぱり最も重視しないと、やっぱりなかなか難しいと思うんですね。それは非常に冷徹な話になるかもわかりませんが、やはりこの側面を重視した事業仕分け、これは必要ではないかなと。

何も私は、浮いたお金を無駄遣いするわけでも何でもなしに、違った事業に、このお金を振り分けられるんですから、新たな事業に取り組もうと思うと、やはりスクラップ・アンド・ビルドの考え方、これは当然必要ではないかなと思うんですけど、副町長どう思われます。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほども申しあげましたように、今年度、一般会計当初予算112億円、これが29年度には赤字が想定されて、それを回避しようと思えば100億円規模に、したがって12億円から削減を図らなければならないという状況が、もう目の前に迫ってきております。

そういった中では、日常的に常日ごろから、そういった意識は持って取り組んでおります。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 次に、財政シミュレーションについてちょっとお尋ねをしたいと思うんですけども、これは平成23年2月に作成されたものでありますけども、これをちょっと見させていただきますとですね、平成27年から赤字に転落するというようなシミュレーションになっております。この後、シミュレーションが出たのかどうか、私はちょっと存じませんが、直近では、これが一番直近ではないかなと思うんですけども、これは平成27年から、公債費、これがピークを迎えてくるというような段階になっております。この公債費は、19年度以前の公債費は、かなり減少するんですけども、それ以後、合併特例債ですね、これの償還期限がどんどんどんどん迫ってきて償還の財源、公債費ですね、これが膨らんでくると、こういうことになるだろうというぐあいだと思うんですけど、合併特例債、確かに有利な起債ではありますけども、借金には間違いないと。

70%交付税算入といっても、実質は6割、40%の負担率になりますね。近隣によってはちょっと若干違ってきますけども、償還金や何か入れたら。これは、そういう意味で、この合併特例債の交付税算入が毎年毎年あると思うんですけども、これは、このシミュレーションの中には想定されているのかどうか、その点についてまずお尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 企画財政課長からお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。財政シミュレーションにつきましては、毎年、当初予算審議に合わせて3月にお示しをしております。今、議員が言われますとおり、ことしの3月にお示しをしたものが最新版ということでございます。

当然のことながら、収支の見通しですので、収入の中での、その起債、特に、ご指摘の合併特例債につきましても、その時点で想定している今後の事業にかかる事業費を網羅して、その償還に係る公債費として、カウントしてシミュレーションをさせていただいているということですので、当然、合併特例債の償還も含まれているということでご理解いただきたいと思います。

1 6 番（谷口忠弘） 償還ではなく、繰り入れは歳入に入っとるの。

企画財政課長（浪江 学） もちろん充当率が90%で、交付税算入率が70%ですので、単純に考えますと七九、六十三ですので、63%が返ってくると、それは、交付税は、その分も見込んで収入をカウントしているということでございます。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 先ほどですね、総括みたいな話になりますけども、行政改革の効果が基金全体で大体19億円ですか、これぐらいのものが貯金ができたと、こういうぐあいに答弁をいただいた。わかりやすく言えばですね、そういうことだと思えます。一体、期間中に幾ら貯金ができただのかと、幾ら借金がふえたのかと、この辺が一番わかりやすい目安だと思えますね。起債はふえておりますよね。合併特例債、有利な起債ですけども、起債はふえておる。だけど貯金もふえてますと、こういうことです。

この19億円ですか、これができるおかげで一体、この備えが十分なのかどうか、いや、さらなる行革の次の年度で、これぐらいは上積みせなあかんというような試算ができておればですね、お聞かせをいただきたいと思いますけど。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 基金の関係のご質問ですが、企画財政課長からお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。まず1点は、先ほどの答弁でちょっと数字を間違えておりました。合併特例債の充当率は95%、算入率が70%ですので、かけ合わせますと約3分の2ということになるかなというふうに思っております。

それから、今のご質問のとおり、基金でございますけれども、先ほど副町長からご答弁をさせていただきましたように、平成19年度と平成23年度の基金の状況を比較いたしますと、基金にはいろいろとございますけれども、運用基金を除く特別会計も含んだ基金の総額につきましては、全額で約19億円の増ということになってございます。

この中で多くを占めますのが、地域振興基金の約9億4,000万円の増額ということでございます。これはご承知のように合併特例債のソフト部分として積み上げてきている部分が多くございますので、それを含めての基金の増ということでございます。

今後、見通す中で、どれだけの基金があればやりくりができるのかということでございますが、

その具体的なシミュレーションにつきましては、現在のところは、まだできておりません。これは、今後、行政改革の大綱を定め、それに基づく計画を立てていく中で、収支の見通しというものが改めて出てくるということになりますので、それに向かって基金が、じゃあどれぐらい必要なのか、そういうことになっていくと思いますので、現時点では、そういった、将来、必要な基金の額というところまでシミュレーションをしているものではございません。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） よくよくちょっと考えてみると、おかしな話でして、要するに公債費を発行して、これ合併特例債ですね、公債費を発行して基金をつくと、普通ちょっと考えればおかしな話ですね、借金して貯金をつくと、こういう話だと思うんですね。

先ほど言いましたように、合併特例債といえども借金ですから、これは乱発すると非常に大変なことになるだろうと思うんですね。だから、今後も慎重に大型事業云々という話もありますけれども、慎重に考えていただかねばならないなというふうに思うんですけど、最後になりましたけど、第二次行革についてちょっとお尋ねしたいと思うんですけども、現在、今メンバーを募集されていると聞いておりますけども、これはあくまでも全員、公募でかけられて募集をされるのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 既に公募をかけておりましたけども、期限は、もう締め切り期限は過ぎました。

この間、4名の方に公募をいただきました。あと数名の方を現在、人選中でございます。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） ぜひ、この第二次行革につきましては、先ほど結果報告をいただきましたけど、こういういびつな結果にならないように、各項目しっかり削減目標を立てていただいて、実効性の高いものにしていただきたいというぐあいに思っております。質問を終わります。

議 長（赤松孝一） これで、谷口忠弘議員の一般質問を終わります。

傍聴者をお願いします。会議中でございますので後からののはやめてください。

ここで15分まで休憩いたします。

（休憩 午後 4時01分）

（再開 午後 4時15分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたしますが、皆さんにお願いしておきますが、5時の時間延長があった場合はご了解いただきますように冒頭をお願いしておきます。

次に、13番、井田義之議員の一般質問を許します。

13番、井田議員。

1 3 番（井田義之） 大変ご苦労さんです。特に副町長には大変ご苦労さんですけども、本日は副町長にしっかりと質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

18年3月に3町が合併して与謝野町が誕生しました。合併するには、基本5項目と言われる重要な五つの項目がありました。まず一つは、合併の方式、これは対等合併ということになりました。2番目に合併の期日、18年3月1日。新町の名称、与謝野町。新町の事務所の位置、岩滝の1798番地の1ということで、四つの項目プラス財産の取り扱いというのが基本5項目の第5項目にあり、3町の所有する財産及び公の施設は、全て新町に引き継ぎます。言いかえれば、

旧町の財産は全て新町で管理するとともに、活用することが必要だということです。

そして、私は、今回この引き継ぎが行われた思いのほか多い財産のうち、土地のみについて、なお、その土地の中のごく一部の現状と今後について、きょうまでの経過と活用方法を、また財産のスリム化について、質問をいたしたいと思います。

ただ、今回、質問させていただく旧3町の普通財産、土地開発基金の不動産、山林等々、私自身が勉強不足でありますので、知らない土地が多くあります。適格な質問ができないことが多々あると思いますので、まず、最初にお断りしておきます。

それでは、通告に従い次の3点について質問いたしますので、特に私が先ほど言いました、質問いたします内容は、町長でなく副町長が責任者であるというふうに私、思っておりますので、答弁のほどよろしくお願いをいたします。

まず1点目、遊休資産の現状と活用ですけれども、先ほど言いましたように基本5項目に従い、全ての財産が新町に引き継がれました。そして、平成19年6月に与謝野町町有財産活用推進委員会が設置され、町内の全ての財産が調査されたと聞いておりますが、その委員会のことにつきましては、設立当初、一応、この議場で一定の説明はありましたけれども、その後、私も幸か不幸か総務委員会には入りませんでしたので、その説明を聞いたことがないのかなというふうに思っております。

そこで、過日、どういう委員会であったかということをお聞きしましたら、副町長が委員長で、総務課長、企画財政課長、福祉課長、建設課長、野田川地域振興課長、加悦地域振興課長、教育委員会の次長さんがメンバーとして入っておられます。任務といたしましては、町有財産の効率的かつ効果的な利活用に関すること。

二番目に、未利用及び利用効率の低い町有財産の適正な処分に関することが入っております。

そして、その委員会の中で19年の立ち上げられた後、岩滝町の普通財産、それから、野田川の普通財産、加悦の普通財産の現地調査をしていただいております。そして、その普通財産の、普通財産というか、遊休資産の中で今後の方針として町有財産の土地及び建物を五つに区分するというので、A、B、C、D、Eと分かれておるんですけれども、Aについては売却をする。Bについては賃貸、Cについては未処分、Dについては契約の見直し、Eについては契約の継続ということを決められております。

そこで私が質問しております、そういう対象に上がっておった土地、調査をされた土地について、合計で何筆、何平米あったのですか。また、二番目に活用委員会で先ほど言いましたように五つの区分に分けられました。その中のA区分、いわゆる売却予定地は何筆、何平米あったのでしょうか。また、C区分、未処分地は何筆、何平米あったのでしょうか。そして、未処分地と決められた理由は何でしょうかということ。三番目に、合併時の遊休資産の、きょうまでの活用方法が決定した財産がありますか。例えば売却とか賃貸、貸し付け等あればお聞かせを、具体的に答弁を求めたいなということでもあります。

大きな項目の2番目に石川浪江谷用地活用について質問をいたしたいと思います。ここにも書いておりますように、浪江谷には登記ミスがあり、その解決のために町有財産となっておる1万平米当たりの遊休地があります。私も浪江谷は近くでありますので、随分長いつき合いをさせていただいております。昭和60年ごろに障害者の施設の話があつて、登記ミスが発覚をして、町

有地となるまでに、かなり多くの時間を費やしました。

その中で、町行政の方々の努力により、町有財産となったものでありますが、その当時、町有財産となったのだから、大宮地区として何とか利用方法はないかなということで、振興委員会というのを立ち上げて、町の木、梅の木を埋めて、梅公園にしたらどうだろうという話をいたしました。その後4年ほどたってから、今度は町のほうから四季公園にしたらどうだというお話がありました。それも一応、我々としてはオーケーするつもりだったんですが、実は当時、香河川改修がちょうど真っ最中でありまして、区長のほうから香河川改修ができるまでは、あその土地はいらうなということになって、きょうの日を迎えておるわけですけども、最近になって大宮地区の若い諸君が、あのまま遊ばせておいてももったいないと、草刈りばかりしとってももったいないと、何か有効活用ができないかということで、風の谷構想というのを考えていております。

それにつきましては、梅の木を植え、地区全体で花を楽しむとともに、梅を収穫すると、ふるさとのオーナーとしてオーナー制で木を植え、管理費を取り、農会で管理する。ブドウを植えてワインをつくる、四季公園として四季ごとに楽しめる公園づくりがしたい。のぶきの谷にもしたい。再生エネルギー、太陽光、小水力発電などの設備、場所としてはどうだろうかというような構想を練ってくれまして、そして、町のほうとのヒアリングも何がしか済んだというふうに聞いておりますが、町として、それに対して今後、どのような対応をさせていただけるのか、そして、ここで1点お尋ねしておきたいのは、いわゆる町有財産、いわゆる今の遊休地、これは実は土地開発基金の用地になっておるわけですけども、そのものが、地元が使わせていただくと言ったときに、使える方法というのがどういう条件があるのか、この点についてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

それから、三つ目でありますけれども、大きな三つ目、分譲宅地の売却計画についてということで、ここに簡単に書いております。このままでよいのか、分譲宅地、今後の売却計画を聞くというふうに書いておりますが、実は、これまでから多くの議員が質問をいたしました、残念ながら、なかなか売却に至っておらないというのが現状でありますし、過日、19日ですけども、国交省が土地の基準価格を、全国の基準価格を表示いたしました。公表されました。

与謝野町におきましては、商業地が2.8%のダウン、それから住宅地が1.9%ダウンということで公表されておりますし、また、京都府内の土地は、南部は上がったところもありますけれども、あとの地区全体については5年間、連続のダウンであるということです。

そこで、そういう状態の中ですが、町の土地は売れておりませんが、民間の方々は、ここでも出ておりましたように、町道の認定をして、新しい造成地をつくられたり、また、私が走ります、私の家から1キロ以内、1キロ以内ぐらいの土地の中でも、今、分譲宅地3軒、新築がなされております。そうして業者の方々は、やはり売らなければ食えないという現状の中で一生懸命頑張っておられます。そういうことを踏まえながら、行政のほうも一生懸命勉強されたというふうに聞いております。その勉強された結果が、どのようにして分譲宅地に対応していくのか、その辺の考え方が、どの程度までまとまっているのか、真剣に考えていただいているというふうに思っておりますので、その辺のところの答弁を第1回目の質問の中で求めておきたいと思っております。1回目の質問はここにおきます。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 井田議員には一番目、遊休資産の現状と活用について、3点のご質問をいただいておりますが、まとめてお答えをいたします。

議員も先ほどおっしゃいましたように、平成19年6月に、私を委員長としますと謝野町町有財産活用推進委員会を設置し、以来、町有財産の効率的かつ効果的な利活用の推進、未利用及び利用率の低い町有財産の適正な処分について検討をしております。現在、委員会で把握しております町有財産のうち遊休資産につきましては、合計84件で面積は25万2,721.57平米、約25.3ヘクタールでございます。この遊休資産を、委員会では、繰り返しになりますがA売却、B賃貸、Cが未処分、Dが契約の見直し、Eが契約の継続といった五つの区分に分類をしております。

このうちにご質問があった区分Aの売却予定地が11件、8,147.8平米、区分Cの未処分地が38件、21万7,099.05平米となっております。区分Cの未処分と決定いたしました遊休資産につきましては山林や水源地、あるいは都市計画区域に含まれている土地等、現実的には利活用が難しい土地を区分Cといたしております。合併から今日までの遊休資産の活用状況ですが、合併前から継続して貸し付け等で活用しております物件を除きまして、合併後では売却が1件、貸し付けが2件の3件となっております。

当町では、委員会において、主に処分を中心とした遊休資産活用の取り組みを行ってまいりましたが、現状を見ますとさまざまな課題もあり、なかなか進まない状況となっておりますが、今後におきましても、本来の目的を踏まえつつ、遊休資産の見直しについて、さらに研究を重ね、処分や貸し付けを積極的に推進してまいりたいと考えております。

二番目の石川浪江谷用地活用の今後の予定についてでございます。議員ご指摘の用地は、石川区大宮地区と香河区日晩寺地区の境界付近に所在します約1万1,300平方メートルの農地、13筆でございます。まず、この土地に係ります経過の概略説明をいたします。

旧野田川町時代に実施いたしました国土調査で、浪江谷にある3筆の土地を町が誤って、本来の所有者ではなく他者、他人の名義で登記を行っていたことが昭和56年に判明いたしました。その3筆の土地は、昭和51年に、既に第三者に譲渡をされ、さらには、その第三者が破産をし、根抵当権を設定していた金融機関による任意競売が昭和58年に開始をされたため、本来の所有者2名が登記名義回復の訴訟を昭和59年に起こされました。

その紛争を解決するために、責任の原因者である野田川町が、係争地3筆と隣接の農地11筆を一括で購入し、当時、社会福祉法人よさのうみ福祉会が計画されていた障害者労働生活施設整備用地として活用することで、関係当事者と和解を図ることといたしました。しかし、障害者労働生活施設の整備に対しまして、地元住民の方々のご理解を得るには至らず、福祉施設用地としての取得は断念せざるを得ませんでした。

その後、分譲宅地用地として購入することを検討いたしました。土地の形状等から、かなりの造成費用がかかり、販売額が高額になる見通しとなったため、同用地の位置的条件から見ても完売は困難と判断し断念をいたしました。そして、平成4年に公園整備事業用地として活用することで地元へ理解を求め平成5年に14筆の土地を取得いたしました。なお、そのうちの1筆に

つきましては、大宮第2浄水場用地として平成11年度から活用をいたしております。

さて、公園用地として取得をいたしました。当該用地は香河川の上流部に位置しており、常習浸水地となっていた香河川下流部の住民の方々から、同河川の改修が完了するまでの間は、上流部の開発行為は容認できないという声が強くあり、町としては、河川改修が完了するまでは公園整備は行わないという判断に至りました。

香河川改修事業は、平成19年12月に完了し、それから約5年が経過いたしました。浪江谷の公園化については時世の変化もあり、与謝野町になってからは具体的な検討は行っておりません。そのような中で、昨年6月に石川区から当該用地を果樹園として利活用してはどうかというご提案をいただき、今年2月に石川区と企画財政課等、関係課で協議を行いました。具体的な中身を検討できる状況には至りませんでした。

そして、ことし7月24日に庁舎内に設置をいたします。先ほどの町有財産活用推進委員会を開催し、浪江谷の現状と利活用について検討をいたしました。結果、公園につきましては、既に与謝野町内に多く整備されており、これ以上は不用、また、分譲宅地や工場用地、福祉施設用地、商業施設用地としての活用も位置的には困難と判断をいたしました。

そこで、石川区からのご提案も含めて、例えば地産地消、農業の六次産業化、再生可能エネルギーなどをキーワードとした利活用案が考えられないか、企画財政課を中心として、まず、役場内で内部協議を進めていきたいと考えております。したがって、現時点では具体的な案については、持ち合わせておりません。

最後の分譲宅地売却計画についてお答えいたします。分譲宅地につきましては、現在25区画の分譲地が残っております。毎年、分譲地の販売のためのチラシの配布をしておりますが、23年度に1区画売却したものの、その後の取引はございません。分譲宅地の価格設定につきましては、分譲地にかかった経費を面積で除した金額を基本としていることから、これまで実勢価格と比較することができていない状況であったと考えております。

今回、5年以上売却ができていない分譲地につきまして、不動産鑑定を行い価格の見直しを行い、売却の準備を進めていきたいと考えているところでございます。

以上で、井田議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 13番（井田義之） それでは、まず浪江谷から質問させていただきます。庁舎内で検討するという事なんですけれども、それがいつごろまで検討の期間がかかるのか。それから、例えば、公園とかいうことやなしに、先ほど言われた地産地消とか、いろいろな、地元で全て管理をしようと、管理がしたいというようなことで、きばって若いというのか、若いというてもかなり年代の人もおいでますけれども、そういう中で地元でもあまり町のほうにお世話にならん中で、管理がしたいということをおっしゃるんですけれども、そういうことについて、その地元の管理ということは無理なのかどうか、協議中だということなんですけど、基本的な考え方をお尋ねしておきます。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 役場内での内部協議の進捗についてのご質問ですが、いつまで検討するのかというお話やらをいただきましたけれども、まだまだ現実的な検討には至っていないというのが現状であります。

先ほど申し上げました、地産地消をはじめとしたいろんな利活用が考えられないかという問題意識は持っておりますけども、まだ内部での協議は進んでおりません。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 質問の項目ががちんこするんですけども、前後してしまうんですけども、いわゆる浪江谷の土地も遊休資産の一つなんですね。いわゆる土地利用計画の中で、これまで私が見せていただいたデータでは、平成21年12月に会議をされて24年7月まで、2年半以上の空白があるんですね。先ほどからいろいろと財政の問題とか、いろいろな問題が出ておりますけれども、やはりこの遊休資産についても利活用なり売却なり、早くしてやっぱり一定の整理をしていかなければならないということなんだけれども、ここでなぜ2年半も大事な会議が空白になっておったんか、それをまず聞かせていただきます。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） この活用推進委員会ですが、確かに最近は24年7月に、この浪江谷の利活用をはじめとした協議を行っております。その前は21年11月に一度会議を持って、さらにその1カ月後、21年12月には書面会議ということで一度、会議を持っております。しかしながら、約3年近くは会議そのものは開いておりません。

特に、現状から事態が推移したということがなかったり、それから特定の土地について、売買の話が動いたり、そういった事柄がなかったために、この間は会議を開催していないということでございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 先ほど言いましたように、この世話になっております委員会の目的は、やっぱり遊休財産、いわゆる遊んでおる土地なり、いろいろな土地を賃貸するとか売るところとかいう利活用を進めるのが目的なんですね。

待っておってはだめですよ。こちらからやっぱり動かなければ、分譲宅地でも、そうですけども、分譲宅地は一応、広告やら入れてますわね。このまま待っておったんでは動きませんよ。来るまで会議をしないなんていうんだったら、この委員会は機能をしてないということになりますね。やっぱり2年間も会議を持たなかったということに、大きな疑問がありますし、ただ、これは過ぎたことですので。

だから、今度、浪江谷の問題が起きて、地元が燃えておるときに、早いこと会議を持っていたいて、結論を出していただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員、仰せのとおりだというふうに反省をいたしております。行革の中でも歳入の確保の項目で、こういった遊休資産の売却をはじめとした利活用がうたわれております。確かに先ほど申し上げましたように、たくさんの遊休資産がありますので、中には有効に利活用が考えられるものがありますので、頑張って取り組んでまいりたいと思います。

7月24日に、直近では会議を開いたわけですが、この間、あまり利活用について動きがなかったんですが、その場では具体的に何箇所かの貸し付け、あるいは売買を行っていかうという具体的な話が、その場でできましたので、その実現に向けて今後は頑張って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 先ほども言いましたように、浪江谷の活用方法を地元で今、一生懸命になってやってくれとる、これもきょうに始まったことではないんですね。もう1年も2年も前から、そういう方向を考えながら、何とか活用できないかということでやってくれておる。そして、その彼らの考え方は、町からの補助金、京都府からの補助金はもらわないでも、何とかやっていける方法を考えようやないかということで言うてくれとるんです。ただ、私は、その話をちょっと待ってほしいということで、私のほうはお願いして待ってもろていただいております。

それはどういうことかということ、町のルールがあるはずだと、町のルールを一定乗り越えて、それを整理した中で動くようにしていただくのが一番いいん違うかなということ、彼らを今とめております、待ってもろております。

だから、例えば町の行政資産の賃貸契約の条例がありますね。普通資産はどうなるのかなと、まして浪江谷の土地については、いわゆる土地開発基金の所有地ですね。そこにも適用されるのかどうか、そういう問題をクリアしたり、また、もう一つは浪江谷のほかにも、そういう土地があって、地元の方々が活用したいと、使わせてほしいと言われたときに、そのことがスムーズに進むのかどうか、そういう浪江谷だけやなしに、そういう有効活用を、どこの土地でもできるようにしているのかどうか、そういう一定の整理をしていただかないと、私はスムーズに浪江谷も進まないのではないかなと思いますので、ぜひとも、これは急いでいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 石川区からは、昨年6月に要望書という形で一つのご提案をいただいております。先ほど申し上げましたように、石川区さんからのご提案を、そのものを検討するのではなくて、それも一つの検討材料として、あの土地は、本当に石川区さんの要望のとおり使ってもらえるのいいのか、せっきくの町有地でありますので、ほかの使い方も考えられないのか、総合的に考えていこうということで、まずは、役場内部で検討を深めていこうという考えであります。

それから、貸し付けにつきましては、行政財産の貸し付け規定がございますので、普通財産の、それに準じて、公共的な団体でしたら貸し付けすることはできます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 浪江谷の件、そういうことで、地元が盛り上がりおるときに、できるだけ早い時点で結論を出して上げていただきたいなということをお願いをしておきます。

次に、分譲宅地ですけれども、先ほど答弁の中で値段のことやとかいうのがちょこちょこつとありましたけれども、先ほど言いましたように、私の近所で1キロ以内に3区画が、今、新しく家を建てようとしておられると、これはやっぱり業者の方々はネットワークを使いながら、いろいろな情報をお互いに業者同士、交換をしながら、必要な方々をつないでいってくれとるわけですね。そして、それをさばいて、さばいてというたら言葉が悪いんですけども、売って、それで建物についても、いろんな協力をしたりしながらやっておられるというような状態です。だから、値段のことについては、前にも私、建設課長にもそういう言うったんですけども、やっぱり時価というのがあると、前に1,000万円で売ったから、今もう1,000万円やなかったらあかんというのは時代おくれですと、やっぱり今の時価が何ぼだということで、やっぱり

前、買われたところを地主さんには了解を取らなければならないでしょうと、当然、時価相場でやると。

それから、あとはやっぱりもっともこの業者の方々にノウハウを教えていただいたり、また、業者の方々と共同販売なんかするようなことでも考えなければ、もう一つの行政の枠というのをぶち破らなければ、私はいつまでたっても遊休資産として持つておかなければならないと、分譲宅地で持つておかなければならないと、そして、これについては、監査委員さんからの指摘があって、分譲宅地が赤字になって、土地開発基金のほうに回したわけですね。

土地開発基金のほうだって、やっぱりこれ、いつまでも抱えておるわけにいかんと思うんですよ。早く売る方法を従来の枠を超えた中で考えていただきたいと思うんですけども、その辺についての答弁を求めます。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員から今ご提案がありました、民間の業者の方も一緒に、あるいは、それを活用するという方法も一つの方法だろうと思います。確かに現状は、町のホームページに上げております。それと年に一度、新聞折り込みをはさみ込む程度の営業活動と申しますか、取り組みでありますので、民間の方でしたら、町内のいろんな情報をいち早くつかんで、例えば、都会から帰ってみえた子供さんがおめでたがあると、家を探しているということやったら、もう早速そこへ走って行って、分譲地の話をしたり、賃貸アパートの話をしたり、そういった動きが、フットワークが非常にいいと思うんです。

それに比べますと、役場はなかなか、じっと待てるだけというようなことだと思っております。建設課も本当に問題意識を強く持っております、まずは、今年度、予算を確保していただいておりますけども、5年以上、売却ができていない分譲地、これは大道団地以外のほとんどの分譲地が該当すると思うんですが、そこの、まずは不動産鑑定を行って、実際の現在の価格を把握した上で、じゃあどういう格好で売っていくかということにつきましては、国土交通省の考え方なんかも参考にして、現在、建設課で柔軟に、検討を深めておるところでございますので、ご理解がいただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 副町長、私に理解を求められても困るんです。

例えばですよ、私、ちょっと古いんかもわかりませんが、こういうので入れてもろてますわね、こういうので。だけど、これで先ほど答弁があった、当初、分譲した単価が、これに出ていると思うんです。下げた、いわゆる現状、今の時価相場、今の時価に下げられた広告というのは入れられましたか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 申しわけございません。建設課長からお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 答弁をしたいというふうに思います。今、9月の補正予算のほうで、土木総務費のほうで、今の、いわゆる実勢価格への見直しというふうな業務をこの間、ご承認をいただいたというふうなことでございます。これに伴いまして今の実勢価格というのを見直しをさせていただきたいというふうに考えております。

それから、今、議員がおっしゃいました民間業者との、いわゆる連携だとか、そういったことにつきましても、今、先ほど副町長が答弁しましたように、宅建業者との取引というふうなことも一つの情報としての、一つの媒体なのかなというふうには思っております。

その部分につきましても、一定程度、報酬だとか、そういったことも、今後は必要になってくるのかなというふうには思っております、仮にそういうふうなことになりましたら、また12月の段階で、そういった予算を上げさせていただくかもわかりませんが、このことにつきましては、今、どのくらいの価格設定になるかというふうなことを、まず最初につかむべきだというふうなことから、今回、予算を上げさせていただいたというふうなことをございますので、私どもも今、そういうふうな消費税の関係も出てきているというふうにも認識もしておりますし、その辺のところも含めまして、今後、売却に向けまして、鋭意努力をしていきたいというふうを考えております。よろしくお願いいたします。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 建設課長もきばってやっていただいておりますので、できるだけ早いこと実勢単価をつかまえながら、また、それで広告を入れようと思うと、当然、前から住んでいただいております方々にも理解を求めなければならないでしょうし、そういうことをしながら早いこと、先行きできるようなあれをしていただきたいなど、といいますのは、前から何回も言っておりますように、25区画も売れない土地を持つとる不動産業者は、もうとうに倒産ですわ。これ町だから持つておるんだけど、とうに倒産ですわ。そんなことが、ごく平然として行われていること自身に、やっぱり大きな問題があるというあたりの意識の切りかえを持っていただかないと、これについては待っておってというのはできないと思います。

それからあと一つは、結局、私、中岡の件をちょこちょこ言いました。だけどいまだに何にもできておりません。やっぱりあの問題が、今、私が、この問題を質問するというのを言いましたら、何人かの方から、井田さん、やっぱり町の分譲宅地は信用ならんと言われておると、中岡分譲宅地で、ああいうことがあって、何ら町は対応せなんだと、金銭的な補償、道義的責任はあると言われたかもしれませんが、金銭的な対応は何もしてないと。

町の分譲宅地は信用できないといううわさが業者の間でも流れておりますよというのが出ております。やっぱり何かにつけて、そういう一つの点をつくると、これが何年も尾を引くということだけは、私もしっかりと申し上げておきたいと思います。

それから、あと一つは、やっぱり売るといふ気が本当にあるのであれば、業者の方と共同してでも、また業者の方に、いわゆる入札をしてでも、一時的には赤字を出しても、私は処分をすべきだと、このまま町が持つておって絶対売れる時期は私はないと思います。

それと、それはなぜかといいますと、どんどんと値段が下がる中で、なかなか業者でも真剣に命をかけながらやっておる中で、行政の甘い考え方では無理ではないかなと思いますので、あくまでも何回も言いますが、業者の方々と仲よく分譲宅地を処理をしてもらえたら大変ありがたいなということ、これはお願いをしておきます。

それでは、一番最初の遊休資産の件について聞きますけども、先ほど副町長、売却が一つ、それから貸し付けが三つ、言われましたけれども、売却がどこでどれくらい、それから、貸し付けが、どことどことどことの分だということをお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 合併後の実績を先ほど申し上げました。少し詳しく申し上げます。

合併後、売却1件といいますのは、岩滝の役場から阿蘇シーサイドパークのほうに向かった、昔の海岸線沿い、昔の海岸線沿いに府立与謝の海の血液センター所長の公舎がございました。その公舎の跡地、229平米でございます。

それから、貸し付け2件と申しますのは、天の橋立訪問看護ステーションが現在、使っていただいております旧岩滝会館の跡地703平米、そして、もう一つが元岩屋教員住宅の敷地142.97平米でございます。

あとは、加悦の加工場の跡地につきましては、まだ現在、特養等が建設中でございます。それぞれの敷地、それから、町が持つべき共有部分の面積が確定しておりませんので、この中には含めておりません。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） それから、念を押しておきたいと思うんですが、私は質問の要旨の中で、町有財産のうち公共施設建設予定地等を含めた遊休資産についてということで、例えば、私の頭の中には、野田川の中央線だとか、そういう建設予定地として購入したけれども、道路は進まなくなっておるといような土地が、この中に入っておるのかどうか。

それから、あと一つは、もう一つの例でいうならば、過日、岩滝の湾岸道路で、先ほど課長に、どれぐらいあったかなと言うたら一反半ほど、600坪ですか、500坪ほどか、450坪ほどか、あったかなという、そういうもの、この中に入っておるといことでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 海岸道路の部分につきましては、土地開発基金のほうに含まれておりますし、それから、中央線の部分につきましては、道路台帳に上がっておろうかと思えます。

それ以外の公共施設を予定しておって、まだ利用に供してないというものがほかにはないのかなというふうに思いますが。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） いろいろな広範囲にわたるような内容の要旨にしておりましたので、いろんなことを質問しておるわけですがけれども、今、もう一つ確認を取っておきたいのは、先ほど言いました与謝野町町有財産活用推進委員会の中では、そういう、例えば建設予定地で工事がとまっておるやとか、先ほど言いました湾岸道路でこっち側へ入ったきたと、与謝野町の名義というのがちゃんと登記ができたというような、そういう部分も全部含めて協議をされるというふうに理解しとったらよろしいですね。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今、議員が具体的におっしゃいました、そういった部分につきましては、この活用推進委員会では審議はいたしておりません。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 先ほど言いましたように、推進委員会の任務は、未利用及び利用効果の低い町有財産の適正な処分に関することやとか、町有財産の効率的かつ効果的な利活用の推進に関することということになっておるんですね。ということは、私はこの任務ということが間違いないとい

うことであれば、当然、そういうものも含めた中での共有財産について、一括的な協議をしていただける場所かなというふうに思って、当初に申しあげました副町長が、この会議のトップでありますので、副町長にご苦労さんですけれども、いろいろと質問させていただきますということをお願いしたけれども、そういう理解ではあかんということですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） どういった経過があったのか、ちょっと承知をいたしておりませんが、今、議員がおっしゃいましたような部分につきましては、それぞれいろいろと難しい過去の経過があったりする案件だと思います。だから、この委員会で検討するよりも関係の所管課といいますか、関係の課で検討してもらうほうがいいのではないかと、そんな思いであります。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 私が本日、こういう質問をさせていただいたのは、いわゆる3町が合併をして、私自身も先ほど冒頭におわびいたしましたけれども、私自身が知らない土地がいっぱいあると、わからない。まして、庁舎の方々も、課長さん方、先ほども話が出ておったですけれども、順番にベテランの課長さん、やめられるわけですね。そうすると、なかなか旧町のことがわからなくなってくると、それでどこかで一括した処理をしていかないと、これは建設課の財産、これは総務課の財産というのでは、財産の管理ができなくなるのではないかなと。

以前、私が質問しましたユースセンターの、あそこの土地、いわゆるユースセンターをおりたところから坂を上がった先の土地が買われておるはずだと思いますよというたときに、わかりませんという答弁、この席でもあったと思います。

あとで聞いたら、結局あそこを買いましたと。古い方に聞いたら、買っておられますということでした。きのう私、確認をとりましたら、森林公園の土地の中に入っておりますということでした。水道施設もできておるんですね。そういうのはやっぱりわからんわけですね。わからんところをしっかりと帳面の上に残しておかなければ、どんどんわからんようになってしまうということなんで、そういう意味も含めて、本日はそういう質問をさせていただきました。

そこで、そのことをしっかりとやっていただきたいということと、やっぱり遊んでおる土地というのは、一日も早いこと処分をしながら、管理費ばかりを使っておったんでは、幾ら財政があっても足らんようになりはしないかなという心配をしておるということをお願いしまして、あまり遅くなると、また皆さんからしかられますので、この程度にとどめて終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長（赤松孝一） これで、井田義之議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

次回は10月2日、午前9時30分から会議しますので、ご参集ください。

お疲れさまでございました。

（散会 午後 5時08分）